

令和 7 年

第 2 回定例会

会 議 錄

令和 7 年 6 月 19 日

令和7年第2回 江差町議会定例会 (第1号)

◎ 期日及び場所

令和7年6月19日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
〔町長行政報告〕
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 1号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めるについて
- 日程第 8 議案第 1号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 2号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 10 議案第 7号 投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8号 江差町議會議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 13 議案第 3号 令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 14 議案第 4号 令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 15 議案第 5号 工事請負契約の締結について

- 日程第 16 議案第 6号 財産の取得について
- 日程第 17 決定第 1号 常任委員・議会運営委員・議会広報特別委員の選任について
- 日程第 18 発議第 1号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第 19 発議第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 日程第 20 発議第 3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 21 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
- 日程第 22 発議第 5号 道教委「これからの中高生づくりに関する指針」（改定版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 日程第 23 発議第 6号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 日程第 24 発議第 7号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提出について
- 日程第 25 発議第 8号 米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書の提出について
- 日程第 26 発議第 9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について
- 日程第 27 発議第 10号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書の提出について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
〔町長行政報告〕
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第	7	承認第	1号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第	8	議案第	1号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第	9	議案第	2号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第3号）について
日程第	10	議案第	7号	投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について
日程第	11	議案第	8号	江差町議會議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第	12	議案第	9号	令和7年度江差町一般会計補正予算（第4号）について
日程第	13	議案第	3号	令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について
日程第	14	議案第	4号	令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第	15	議案第	5号	工事請負契約の締結について
日程第	16	議案第	6号	財産の取得について
日程第	17	決定第	1号	常任委員・議会運営委員・議会広報特別委員の選任について
日程第	18	発議第	1号	議会改革調査特別委員会の設置について 閉会中の継続調査の申し出
追加日程第1				
日程第	19	発議第	2号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第	20	発議第	3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第	21	発議第	4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第	22	発議第	5号	道教委「これからの中高生づくりに関する指針」（改定版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第	23	発議第	6号	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第	24	発議第	7号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提出について
日程第	25	発議第	8号	米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書の

		提出について
日程第 26 発議第 9号		国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書 の提出について
日程第 27 発議第 10号		将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（11名）

議長	萩原 徹
副議長	塚本 真
議員	打越 東亜夫
〃	飯田 隆一
〃	小野寺 真
〃	室井 正行
〃	小梅 洋子
〃	西海谷 望
〃	出崎 太郎
〃	大門 和幸
〃	増永 一彦

◎ 欠席議員（1名）

議員	田畠 豊利
----	-------

◎ 出席説明者

町長	照井 誉之介
副町長	田畠 明
教育長	出崎 雄司
総務課長	岸田 礼治
総務参考事	兵庫谷 友美
総務参考事	伊藤 公
まちづくり推進課長	布施 順司
財政課長	長尾 恵一

税務課長	竹内 強
町民福祉課長	国仙 敏孝
町民福祉課主幹	西山 和夫
健康推進課長	中原 徳哉
産業振興課長	畠澤 竜貴
産業振興課参事	久保田 栄徳
追分観光課長	宮津 宗介
建設水道課長	岸田 雄治
高齢あんしん課長	畠 明日香
出納室長	岸田 真由美
学校教育課長	秋山 悅子
社会教育課長	安田 克臣
総務課主幹	森 直彦
まちづくり推進課主幹	明上 真也

(議会事務局)

局書	長記	梅川 年代
		木下 和樹

開会 10：00

※ベルが鳴る

(議長)

只今の出席議員は、11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

只今から、令和7年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番出崎議員、5番西海谷議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

それでは、委員会報告を報告致します。

1つ、委員会の開催状況。

議会運営委員会では、5月26日及び6月9日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営

について協議致しました。

2、今定例会の議案一般質問などについて。

今定例会には各会計補正予算など10件の議案が提出されている他、報告2件、議員発議1件、一般質問は5名の通告であります。詳細については、お手元に配付されている通りでございます。

3、会議の日程について。

会議の日程については、本日6月19日の1日間とすることと決定しております。

4、一般質問等について。

これまでの定例会と同様に、同様に、町理事者の反問権についても従来通りです。

また、議場内が乾燥しており、喉、咳、喉の痛みなど、あ、喉痛みなどの支障が出ることを鑑み、議長に申し出があった場合に限り、一般質問中の飲用を許可致します。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。宜しくご審議を致します。お願いします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期については、本日1日と致します。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行う事と致します。

質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行なうことと致します。

また理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来るものとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しますので、ご協力お願い致します。

(議長)

次に、議長から諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、社会文教常任委員会に付託されております、令和6年第2回定例会、発委第1号、少子化における学校教育に関する事務調査を議題と致します。

(議長)

本案について、委員長の報告を求めます。

「大門委員長」

議長。

(議長)

大門委員長。

「大門委員長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

社会常任委員会の事務調査の報告を致します。本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により報告を致します。

1、調査事件と致しましては、令和6年第2回定例会で、発委第1号、少子化における学校教育に関する事務調査を起こしました。

2、調査期日及び内容については記載の通りでございます。

3、調査の目的と致しまして、少子化に伴う生徒数の減少により、中学校部活動の学校単位での調査チーム編成が困難になってきており、合同部活動で活動をしている状況が続いている。合同部活動では、合同での練習が休日のみであり、平日は学校ごと、少人数での練習が主となっており、合同練習の際の会場への移動手段が保護者や教職員の負担となっている。

また、指導者の確保等が課題となっている。部活動については、地域におけるスポーツ環境整備を進めるガイドライン、学校の働き方改革も踏まえた地域移行を進めることができられており、当委員会では、少子化における学校教育のうち、部活動の地域移行に焦点を当て、現状と将来課題について調査を立ち上げました。

4、調査の結果、意見ですが、大きく3項目に分けております。

1つ目の部活動の地域移行についてですが、地域間連携による広域的な運営モデルの検討や、保護者、地域住民に対する理解促進と周知活動、中体連との調整や参加要件の調整などが課題として挙げられています。他市町村の事例において、同様の課題

を持ちながらも、地域主導の体制整備や保護者説明会の実施などに取り組んでいるところ、いることから、本町においても単独ではなく、近隣市町村と連携した広域での地域移行に取り組むことが必要となります。

地域移行を見据えた協議会における継続的な協議の実施が必要であり、教育委員会、学校関係者、保護者、地域スポーツ団体等を含む協議会において、継続的かつ具体的な検討を進めて頂きたい。

また、指導者の確保に向けた環境整備指導資格取得への支援制度の創設や、指導者の情報共有の場作りを進め、地域で子供を育てる意識の醸成を図る必要があると考えます。

2つ目と致しまして、町の支援強化についてでございます。

合同練習の際の移動手段などが保護者や教職員の負担となっていることから、負担軽減に向けて、送迎支援や介助調整等の実務的支援を町が積極的に担う体制の構築を検討頂きたい。支援の内容や範囲を明確にするために、町としてのガイドラインを早期に整備するし、ことが必要であると考えます。

最後に、広域的な運営体制の構築についてでございます。

クラブチームとのすみ分けや運営体制のあり方などが課題としてあり、広域的な地域移行を進めることが重要であるが、地域間での温度差もあり、広域的に進めることができないことが考えられます。課題の解決や温度差の解消を図るために、他市町村との連携を強化しながら、広域教育行政指導による地域移行体制を構築していくことが望ましいと考えます。以上です。

「打越議員」

長すぎる。短く纏めれ。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

少子化における学校教育に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については委員長報告のとおり、了承することに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

(町長)

議長

(議長)

町長

「町長」（行政報告）

はじめに、令和6年度江差町各会計決算見込みについてご報告申し上げます。

令和6年度の各会計につきまして、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額67億8,500万2千円に対し、歳出総額64億7,801万円となり、歳入歳出差引3億699万2千円となりました。

このうち、繰越明許費の繰り越しにより翌年度へ繰り越すべき財源として、1,967万4千円を差し引いた後の実質収支が、2億8,731万8千円となりました。実質収支については、地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、1億5千万円を財政調整基金に積み立てし、残額1億3,731万8千円は令和7年度に繰り越し致しました。

令和6年度中における財政調整基金の処分については、3億5千万円の議決を頂いていたところ、予算執行状況を踏まえ2億円の繰り入れを行っています。

これに決算剰余金処分による1億5千万円の積み立てを合わせますと、結果として5千万円の取り崩しに抑制できることとなります。

その結果、令和6年度末の財政調整基金残高については、22億5,086万4千円となりました。令和6年度最終予算額71億1,899万4千円と比較しますと、歳入において3億3,399万2千円の減、歳出において6億4,098万4千円の減となりましたが、主な要因としましては、歳入で町税や地方交付税交付金が当初見込みを上回った一方、地方債充当事業の翌年度繰越等により収入が減少したこと、歳出で負担金事業や各種事業における支出実績が、当初の見込みを下回ったことが、収支の結果につながったものでございます。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、別紙のとおりとなっておりますことから説明を割愛させて頂きます。

次に令和6年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和6年度の水道事業会計につきまして、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。当年度の損益計算において、営業収益で2億4,449万7千円、営業費用では2億7,485万3千円となり、3,035万4千円の営業損失となるものです。

また、営業外収益は1億9,938万4千円、営業外費用では3,037万円となり、1億6,901万4千円の利益を生じ、営業損失とあわせて、1億3,865万9千円の経常利益となり、これに当年度の特別損益14万8千円を加えた1億3,880万7千円が純利益となるものでございます。

本決算により、当年度純利益1億3,880万7千円に前年度の繰越利益剰余金6億749万5千円をあわせた、7億4,630万2千円が利益剰余金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させて頂きます。

次に令和6年度江差町公共下水道事業会計決算概要についてでございます。

令和6年度の公共下水道事業会計につきまして、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。当年度の損益計算において、営業収益で3,692万3千円、営業費用では2億893万8千円となり、1億7,201万5千円の営業損失となるものです。

また、営業外収益は2億8,987万8千円、営業外費用では2,755万6千円となり、2億6,232万2千円の利益を生じ、営業損失とあわせて、9,030万7千円の経常利益となり、これから当年度の特別損益42万7千円を差し引いた8,988万円が純利益・利益剰余金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させて頂きます。

次に、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算概要についてでございます。

令和6年度の江差町・上ノ国町学校給食組合会計については、3月末の組合解散に

併い打ち切り決算として整理し、その後、江差町一般会計へ引き継がれております。

3月末をもって決算したその概要について、ご報告申し上げます。歳入総額1億5,276万3千円に対し、歳出総額1億3,967万6千円、歳入歳出差引1,308万7千円となり、実質収支額も同額の1,308万7千円となりました。実質収支額は、江差町一般会計の歳入として引き継がれることとなります。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。

令和7年4月18日、江差町字愛宕町18番地、北清えさし株式会社 代表取締役 湯藤 学様より、クリーンアップ作戦及び町内清掃活動等環境保全活動のために現金10万円のご寄附がありました。頂いたご寄附は、4月13日に開催しましたクリーンアップ作戦をはじめ、不法投棄対応や海岸の清掃活動など、町内の環境美化活動に活用させて頂きたいと考えております。

また、4月28日、29日、5月8日、9日、会社側の善意により五勝手海岸の流木やプラスチックゴミ等の漂着物の回収を行って頂いたところでございます。

改めて、町内の環境美化へのご厚志に心より感謝申し上げます。

次に、令和7年4月30日、東京都新宿区新小川町5-5、株式会社アガルート 代表取締役 岩崎 北斗 様より、企業版ふるさと納税として、10万円のご寄附がございました。

アガルート様は教育サービスを提供している企業であり、当町の教育事業に共感しご寄附を頂いたものです。小・中学校ICT教育推進事業に活用するため、本定例会に補正予算を提案しております。

次に、令和7年5月30日、兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 シン・エナジー株式会社 代表取締役 乾 正博 様より、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税として、300万円のご寄附がございました。

シン・エナジー株式会社様からのご寄附は今年で4年連続となり、北の江の島構想の実現に向けた拠点整備などの各種事業に活用させて頂きます。

次に、令和7年6月16日、北の江の島事業推進のための企業版ふるさと納税として、ご寄附がありました。北の江の島構想の実現に向けた拠点整備などの各種事業に活用させて頂きます。

なお、企業様のご意向により、企業名及び所在地、ご寄附額の公表を控えさせて頂きます。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、5名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

まず、室井議員の発言を許可致します。

(室井議員)

はい。

(議長)

室井議員

「室井議員」

私は今回2点について質問させて頂きます。

新しい道の駅仮称かもめ島について2点に絞り、一般質問を行います。

最初に新しい道の駅の優位性と機能について、私の考え方を申し上げますので、明快な答弁を求めます。

私は、直近では昨年6月の第2回定例会において、国道からかもめ島に至る、交差点改良事業をラウンドアバウト方式へ計画されていることについて、江差町の関わりや国土交通省に対する要望など、また開陽丸記念館本体の改修計画の方向性などについて伺っております。

それは、どちらも新しく出来る道の駅のランドマークとしての機能性が高いと判断されたからであります。

新しい道の駅の建設は他の道の駅には例の少ない立地条件にあり、すぐそばには海があり、歴史を楽しめる散策路や、自然景観など優れた素材に恵まれており、アウトドア的要素と組み合わせした活用方法を検討されるなど、更なるグレードアップに繋がる可能性があると、あり、大きいと考えます。

防災対策は、日常を通じた取り組みを最優先され、かもめ島と道の駅の連携を今後しっかりと検討する必要が高いと考えます。その対する考え方を求めたいと思います。

新しい道の駅は、かもめ島周辺の整備構想の中核施設として機能を果たさなければならぬので、その決意を再度求めたいと思います。

一つの箱物のみに固執せず、周辺の活用策も検討され、多様性のある空間を作ることも行政の大きな責任と仕事であると考えるわけであります。

かもめ島という歴史と、景観に優れたソーシャルランドスケープを最大限活用する道の駅が誕生する可能性が大いにあります。

汗をかく覚悟なしで夢を語るのは無謀です。江差に対し、強い思いを大切にし、前向き思考で全力を挙げて取り組みをしなければなりません。

道の駅が地区周辺の活性化を促進させるためには、次の手を今から考えておく必要があると考えます。

まちづくりには大きな時間が掛かりますが、それで終わりという結論はありません。次から次へ課題が発生するのは当たり前です。今、この時点でかもめ島と向き合う仕事が出来る喜びを持って頂きたいと思いますので、素直な答弁を求めたいと思います。以上。

「打越議員」

素直な答弁、頼みますよ。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の1問目。新しい道の駅仮称かもめ島についてのご質問にお答えを致します。

新しい道の駅に関して、立地環境の優位性、防災対策の考え方、新しい道の駅を中心とした周辺の整備構想、そして、かもめ島周辺地域の活性化に取り組む決意についてのご質問でございました。

まず、新しい道の駅の立地環境の優位性についてでございますが、町と致しましても、室井議員と認識を同じくするものでございます。海やかもめ島といった自然環境、それを生かしたマリンピングやキャンプ、海水浴場などのアウトドア活動、開陽丸記念館や北前船の交易など、江差の歴史を伝える数々の遺構や資源の存在は、道の駅事業を進める上で、これらとうまく連携を図ることで、施設、来館者の増加、道の駅の収益性の向上に繋がるものと考えております。

その上で防災対策について、日常の取り組みの重要性、道の駅とかもめ島の連携の、連携の検討の必要性についてでございますが、災害時の対応、とりわけ津波発生時の対応につきましては、ハード、ソフト両面での対策が必要であると考えております。

道の駅におきましては、津波対策として、屋上デッキを一時避難スペースと想定し、十分な広さの確保を求めております。

あくまで道の駅の利用者の一時避難のスペースとしての確保を求める内容ではございますが、災害発生時には公共施設として必要な災害対応を行うこととし、事業者には町に協力、協力することを求めております。

また、ソフト面では、災害発生時に迅速で的確な避難誘導が図られるよう、避難誘

導マニュアルの作成、避難訓練の実施などを進めて行こう、進めて行く必要があると考えております。

いずれに致しましても、道の駅単体で考えるものではございません。道の駅利用者だけではなく、災害発生時にかもめ島周辺に滞在する方々の避難誘導をどのように進めて行くかについて、町として考え方を整理した上で、道の駅における避難誘導マニュアルの作成、避難訓練の実施などについて、受託事業者と協議をして参りたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思います。

次に、新しい道の駅を中心とした周辺の整備構想、かもめ島周辺地域の活性化に取り組む決意についてでございます。

今年3月の定例会における室井議員からの一般質問でもご答弁申し上げているところですが、かもめ島周辺の活性化の取り組みは、単に道の駅だけを整備すればいいというものではありません。

道の駅を拠点施設と位置づけ、機能の充実を図りながら、かもめ島周辺のアクティビティや開陽丸記念館などと相乗効果を發揮出来るよう進めていかなければならぬと考えておりますし、道の駅が江差観光の玄関口として、かもめ島周辺のみならず、上町や下町、いにしえ街道などにも人が周遊する仕組みが、仕組みを作っていくことも重要であると考えております。

道の駅整備事業は、江差町の大きなまちづくりプロジェクトのスタートを切るものと認識しております。かもめ島と向き合い、仕事が出来る喜びを持って頂きたいとのことでございますが、喜びとともに、使命感を持ってしっかりと取り組んで行きたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

「打越議員」

よし、わがった。

「室井議員」

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

はい。町長ですね。答弁、私は理解できます。

1回にね、何でも出来るってもんじやないんです。これをきっかけにですね、次に手をつける、次に手をつけると時間掛かるんです。でも、それをこなして行かなきゃいいものは出来ません。そこは職員とですね、力を合わせてですね、取り組んで貰いたいと思います。

2問目、国道からのアプローチ道路について伺います。国道からかもめ島に至る区間は、距離にして約300mと短いが、北前船に夢を託し、最北寄港地の江差へ来られた方々が賑わいを創出された場所であります。

江差追分全国大会には例年、全国各地から多くの方々が日本一を、の夢を求めて参加されております。

もしかして、参加者の中には江差町のご縁のある方がおられたかもしれません。ファブリック道路は、ただ単に誇りを立てまくり、目的に向かうだけの車を最優先の道路のみと考えないで、先祖が北前船で江差に来られたことが判明される地域の名前などを記した標識などを立てるなど、見える化が図るべきと考えます。

道路構造上の問題を有するかもしれません、技術的な意見には、電線の地中化、交差点改良には江差を象徴するモニュメントなどが必要ではないかと考えます。道の駅のみではなく、さらに付加価値を持つためには、周辺整備経過を、計画を考える必要性が大であると考えますが、何か計画など検討されている課題がありましたら、答弁を求めたいと思います。

最後に、私の少ない経験から、目的地に至るアプローチ道路で、非常に心に残り、感銘を受けた施設を紹介致しますので、どう理解し、認識するか、答弁を求める

最初は、鹿児島県知覧町の特攻平和会館。

次に香川県琴平町の金毘羅山です。訪問された経験があるならば、感想を含めて答弁を求める

知覧町、今年は北海道、特に江差町の、とのご縁が非常に深いと、私は感動を受けました。一つの箱物で来訪者を満足させることはなかなか厳しいと考えますので、国道から西は全て道の駅と思うぐらい大きな発想で、今後、次の施策に向かって頂きたいと思います。心意気を伺いたいと思います。

道の駅が完成されると、その後は事業者任せではいけません。江差町活性化の先駆的な機能を果たす役割があります。しっかり自覚され、行政の立場から早急に取り組んで頂きたいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の2問目、国道からのアプローチ道路についてのご質問にお答えを致します。室井議員からは前段で、目的地へのアプローチ道路について、北前船で繋がっていた地域の名を残した、記した標識の設置、電線類地中化や交差点付近への江差を象

徵するモニュメントの設置などの具体的な提案も含め、道の駅の付加価値を高める周辺整備計画の必要性や検討している課題等があるのかとのご質問、また、後段では、鹿児島県知覧町の特攻平和会館、香川県琴平町の金比羅山のアプローチ道路、アプローチ道路についての感想とこれらの事例を踏まえて、国道から西は全てかもめ島という思うぐらいの大きな発想で、次の政策に向かうべきとのご質問でございました。

かもめ島、失礼しました、国道からかもめ島に至る区間につきましては、ついでですが、国道228号、かもめ島入口交差点につきましては、ラウンドアバウトによる交差点改良、そこに接続するかもめ島に至る港湾道路につきましては、直轄港湾整備事業として、国において整備が進められる予定となっております。

交差点付近へのモニュメントの設置や電線類地中化といった具体的なご提案がございましたが、江差町と致しましても、函館開発建設部と協議要請を行った経過がございます。ラウンドアバウトの中央地盤を活用したモニュメント等の設置に関してでございますが、モニュメント等を設置するとした場合には、町の負担で実施することとなります。

また、活用する場合はラウンドアバウトの機能、目的を妨げないよう、視認性を確保する観点から、高さは最大でも1.6m以内ということが示されている他、設置範囲も限定され、さらに今後、近隣町で計画されている陸上風力発電施設建設に伴う部材の運搬の際に支障になることも想定されるところでございまして、活用は難しいと判断しているところでございます。

港湾道路における電線類の地中化に関しましては、町としても検討を行った経過がございますが、現時点では地中化の計画を持っていない訳ではありません。今後改めて可能性について探って参りたいと考えております。

室井議員から、鹿児島県知覧町の特攻平和会館、香川県琴平町の金毘羅山の事例のご紹介がありました。

私自身、残念ながら金比羅山に行った経験はございませんが、知覧町の特攻平和会館には2度行った経験があります。駐車場から特攻平和会館に向かう間には桜の木が並び立ち、復元された戦闘機や三角兵舎などもあり、悲惨な戦争の歴史、平和への思いを感じることが出来る空間だったと記憶しております。

かもめ島には北前船交易による江差の繁栄の歴史遺構、江差追分に歌われる情景を思い起こさせる自然景観があります。新しい道の駅整備を契機として、アプローチ道路を含め、そういう歴史や自然を感じられるような、そしてかもめ島周辺に人々をいざなうような空間作りについて、モニュメント等の設置についても一つの手法として引き続き検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

「打越議員」

よし、わがつたど。

「室井議員」

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あの一再質問致します。簡潔にしたいと思います。

アプローチ道路に関連し、南九州と四国を代表する施設を例とし、再質問させてもらいます。先に特攻平和会館について伺いたいと思います。

終戦直前、NHKラジオ番組で江差追分が収録され、後日放送されております。

尺八演奏者は、小樽出身の斎藤さんっていう方と把握しております。

しかし、自分が演奏された江差追分を聞くことなく、終戦直前に南の海に散っていました。特攻平和会館にはその時、演奏に使用された尺八が3本展示されておりました。私が訪問されて10年を経過しますので、その間、展示室のリニューアルも2回行われております。

また、NHKテレビ放送で特攻は、特攻の母と親しまれた鳥濱トメさんなどが紹介されたと伺っております。あの3本の尺八はその後どうなっているだろうかと。

今月5日に知覧町役場へ電話すると、大変親身な対応をして頂きました。学芸員の方から3本の尺八は展示しておりますという回答を頂きました。江差町とのご縁を強く感じております。

今回、計画されている国道の、あの国道の、国道からの道路を単に一つの例として、私は先ほど提案しましたが、かもめ島を含めた全域をソーシャルランドスケープとして整備し、そして皆さんに後世に残していくってもらいたいと思います。

併せて、知覧町とのご縁、これも大切ですので、江差町が少し検討してもらいたいと思います。

もう1点、すぐ終わります。金毘羅山についてです。

ここには多くの方が訪問されたことがあるかと思います。門前町から785段の石段を上った先に本殿があり、その左側に絵馬堂がありました。私には光輝いて見えました。長い間、この絵馬堂に北前船の絵馬が展示されていたとは、私は本当に感激にあふれました。

それと、本殿に本堂に向かって、右側の両側に石道路がありますけど、右側の石堂の参道の石通りには北海道江差、山荘何とかという刻み込まれた大きな石堂が奉納されておりました。北前船、改めて感激致しました。江差だっていいものはたくさんあります。ファブリッジ道路をどう活用し、見せ場を作るか、そのことも今後、検討してもらいたいと思いますけど、よろしくお願い致します。以上です。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの再質問でございます。

えー、知覧の平和記念会館、或いは金比羅山の事例をもとに、かもめ島のアプローチについての再質問だったかなというふうに思います。

まず1点目の、平和記念会館知覧町でございますけれども、私自身も戦争を経験しない世代の政治家として、様々な観点から平和、或いは戦争に向き合っていかなきやいけないなと思ってきてているところでございます。

その中で、知覧町にも訪れたことがございますし、或いは広島、長崎の原爆のところ、また、沖縄のひめゆりの塔、色んな場面でですね、その平和についてしっかり学ばないといけない、そして、戦争のない世界を目指して行かなきやいけないそういう思いで、そういうところを巡っているところでございます。

先ほど、室井議員から尺八のお話がありましたけれども、大変申し訳ございません、私が巡った時にはですね、少し気づくことが出来ずにですね、その尺八の存在というのが展示されているということを知らなかつたというのは非常にこう残念だったなというふうに思います。

その一方で江差町においても、特攻隊員として選出された方がいるということを認識しているところでございます。そういう戦争との繋がり平和への思いというのを、色々な場面で江差町を通じながら感じるそういうことが大事なのかなというふうに思っています。

また、金毘羅山の今のお話もございました。まさにですね、北前船の繋がりというのは江差町、非常にたくさん、各地域とあるんだろうなというふうに思っています。

私も出張などで全国各地を巡らせて頂いた時には、江差町の状況、江差との繋がりというのをですね、各地で感じることが出来る事が多々あります。

例えば、石川県の小松市に行った時にはですね、海岸沿いにある小さな集落に伺つたんですが、ここも北前船の寄港地だったところなんですけれども、言ったら古い民家の展示施設の奥様がですね、出てきて、江差から来たというふうに伝えると、江差経済新聞というのを見せて頂きました。江差の当時の状況を発行する新聞、中歌町が発行の地域となっていましたけれども、そういうもののを見ましたし、また、広島県尾道市に行った時には尾道、酢の生産が盛んな地域だったわけですけれども、酢の壺が江差町に残っているということが郷土資料館に紹介をされていたところでございます。

そういうことからもですね、江差町との繋がり、全国各地に北前船などを通じてですね、多く存在するんだろうなというふうに思います。

全国からお客様をお迎えした時に、そういう自分の地域、来た地域との繋がりを感じて貰えるような、そういう日本遺産を中心にですね、まちづくりを考えていく、観光を考えていくということが大事なんではないかなというふうに思っています。

今、室井議員からアプローチ道路に関してご質問頂いておりますけれども、アプローチ道路も含めてそういう繋がりを大切にする、そういう観光振興に取り組んで参りたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思います。

「打越議員」

よし、わかったと。

(議長)

よろしいですか。はい。

(議長)

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、塙本議員の発言を許可致します。

「塙本議員」

議長。

(議長)

塙本議員。

「塙本議員」

えー私から本定例会、えー3問の質問をさせて頂きます。

まず第1に日本海沿岸震源で大地震と津波が発生した場合の防災減災対応についてであります。

6月の3日、道より発生確率は低いものの、日本海沿岸の大規模地震が発生した場合、太平洋沿岸に比べて津波の短時間での到達という発表がありました。

津波の第一波については、檜山管内では、江差町は管内の中で最も遅くて7分と報道されております。いずれにしても時間との戦いが強いられることになります。

想定最大死者数は2,410人、今の人口と比べると37%の町民が被災する、亡くなると、もう町民も驚愕をしているところであります。

新聞報道に出て、私もびっくりしておりましたが、江差町では本年度、江差町防災情報システム整備事業を実施する、このことにより災害時の住民への確実な迅速な防災情報の伝達精度が格段に向上するものと期待をされております。

また、更なる防災減災に向けての対応が求められている中、既に作られている江差町地域防災計画のこれらの部分についての早急な見直し等が必要ではないかというふうに考えられますが、町の対応についてお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塙本議員からの1問目。日本海沿岸、失礼しました。新日本海沿岸震源で大地震と津波が発生した場合の防災減災対応についてのご質問にお答え致します。

6月3日に道により公表された日本海沿岸の地震津波被害想定では、今後30年以内の地震発生確率が、0から0.1%と太平洋沿岸の根室沖80%と比較すると、発生率が低いとされているものの、被害が最大となった場合の死者数は、約2400人と渡島檜山管内で最も多い数字、人数となっておりますが、町として一つの指標として受けとめているところでございます。

防災情報伝達システムについてのご質問でございますが、令和8年度運用開始に向け整備を進めており、戸別受信機750台、タブレット40台、屋外拡声子局28基を整備し、特にスマートフォンやスマートフォンでアプリを入手することで、Jアラートを始めとした防災情報を住民へ確実かつ迅速に伝達し、早期の避難行動を促すことが可能になると考えています。

更なる防災減災に向けた対応でございますが、各町内会等々との防災研修会の継続、各学校、社会福祉協議会が開催する防災訓練へ継続的な参加により、住民の避難意識向上に努めています。

また、要支援者を対象とした個別避難計画につきましては、引き続き、福祉専門職にも協力を得ながら策定し、迅速かつ円滑な避難が出来るよう努めたいと考えています。

避難施設等のハード対策につきましては、まずは既存の避難施設等再度点検しながらも、町単独で行うのは財政的に厳しいことから、国や道による支援を求めていきたいと考えております。

江差町地域防災計画の早急な見直し等への対応ですが、この度、想定している津波は、平成29年の北海道日本海沿岸の津波浸水想定等の結果を用いており、当町が定

めている防災計画に順応しているものであります。

従って、このたびの公表による見直し等は必要ありませんが、道では能登半島地震を踏まえ、地域防災計画が変更となっていることや、当町の防災情報伝達システムの追記、職員の珠洲市災害派遣を生かした内容とするため、時期をみて見直し等を行いたいと考えています。

町と致しましては、被害の大小に関わらず、住民の避難意識の向上を初め、被害の減少に向け、防災減災対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「塙本議員」

議長。

(議長)

塙本議員。

「塙本議員」

はい。以前にも、防災の関係で町が主催の研修会等も開催されて、なるほどな、というような内容でありましたが、とにかく災害時には逃げるということが最も大事ということを私としても研修会の中で改めて確認した次第であります。

特に沿岸町内会と強い連携を持ちながら、住民が津波が来るぞという時には、すべからず早期に逃げるということを前提に、今後も町内会等と連携をとりながら、実務的な避難訓練、これを強力に取り進めて頂きたいと思っております。

それでは第2問に入らせて頂きますが、犯罪被害者支援に関する協定についてであります。

江差町では、南檜山5町と江差警察署は、犯罪被害者等支援条例施行に伴う連携協定を締結したと伺っております。条例に沿った5町と江差署の連携の協力、個人情報の適正な取り扱いを行うための必要な事項も定めてあると伺っておりますが、具体的にどのような連携協定になっているのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塙本議員の2問目、犯罪被害者支援に関する協定についてのご質問にお答えを致し

ます。

本年3月に議決された、町、江差町犯罪被害者等支援条例は、犯罪行為による被害者及びその家族又は遺族に対し、受けた被害の早期回復又は軽減を図ることが出来るよう、具体的な政策等を規定し、安全で安心して暮らすことが出来る地域社会の実現に寄与するものでございます。

本年4月には、町条例に基づき、犯罪被害者等への支援を行う際、町と警察署が綿密に連携協力し、個人状況・情報を適切に取り扱うための協定を締結しております。

ご質問の協定の内容につきましては、全6条で構成し、趣旨、紹介、警察署の責務、町の責務などを規定しております。

照会に関する内容としましては、町が被害者等から相談を受けた場合、被害者等の同意を得た上で、被害者等が申し出た犯罪行為の日時や場所、被害の状況、警察署への届け出期日などを書面にて警察署へ照会し、警察署が必要な情報を速やかに確認のうえ、その結果を書面により、町長へ回答することとしております。

責務に関しましては、警察署及び町は、これらに関する個人情報を適正に管理し、当該個人情報は、犯罪被害者等支援を行う目的以外には使用しないものと規定しているところでございます。

犯罪被害者支援等条例の基本理念にあり、第3条第2項の基本理念にありますように、犯罪被害者等の支援に関しては、関係機関等が相互に連携協力し、犯罪被害者等の状況などに十分配慮して参りたいと考えております。

「塚本議員」

議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当被害者等支援により、2次被害が生じることないよう、十分配慮して取り進めて頂きたいというふうに要望致したいと思います。

続いて3問目に入らせて頂きます。

小学校1年の通知表廃止の動きに対する考え方であります。

岐阜県の美濃市では、幼稚園などから小学校に上がったばかりの子供たちに勉強への苦手意識や劣等感を抱かせないよう、通常の評価の欄は、保護者向けの難しい言葉が並んでいて、低学年の子供が理解することが難しいことなどもありまして、通知表を廃止するとしたというふうに伺っています。

通知表、私も学校に行って、どんな通知がされているのかというのが確認されました。この内容を見ると到底小学校低学年では、理解ができない漢字や語句が多く使用しております。通知表自体が誰のために作られているのかまあ劣等感を感じて自信や意欲を失う、小1プロブレムが起きないように十分配慮していく必要があるということで、今回そういう府県での廃止ということあります。

この江差町において、この小学、小学生1年の通称の評価は本当に意味があるのか、又は小学、小学生1年の通知表の町としての教育委員会の考え方をお伺い致します。

「**教育長**」

教育長。

(**議長**)

教育長。

「**教育長**」

塙本議員から小学校1年、2年生の通知表廃止の動きに対する考え方についてのご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘の通り、岐阜県美濃市では、2025年度から小学1年生の通知表を廃止し、2026年度からは小学校2年生についても通知表を廃止することを公表しております。

通知表は、法令上の義務ではなく、学校長の裁量で様式や内容を決められることから、廃止している学校もあると伺っております。

しかしながら通知表の役割は、学校の学習の、あ、すみません、学習の到達度を明確にすることや、児童生徒自身の自己理解を深めるとともに、子供が何を頑張っているか、或いはどんなところが育っているかなどの情報を保護者に対して伝える大切な手段の一つと捉えております。

また、教員自身が子供たちをより観察する動機にもなります。教育委員会と致しましては、こういった観点から、低学年であっても通知表は有用なものと考えております。

一方、今般の岐阜県美濃市の取り組みを踏まえ、全国で同様の方針を探る動きも出てくることなどから、本町においても情報の収集に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

「**塙本議員**」

議長。

(議長)

塙本議員。

「打越議員」

要望聞かねで質問して下さい。

駄目だこれ。

「塙本議員」

あの、なかなか、あのー。

「打越議員」

要望言ってで駄目だ。

(議長)

打越議員。

今、再質問してるんで、静かにして下さい。

「打越議員」

してるって。

(議長)

してないです。

「打越議員」

終わったんだ。

(議長)

私語、慎んで下さい。慎んで下さい。

「打越議員」

わかりました。

(議長)

すみません。塙本議員、お願いします。

「塙本議員」

通知表のあり方、色々な考え方があると思いますが、あのー低学年の1、2年生も

分かるように、もう少しあの一内容が保護者のみだけでなく、小学校1、2年が頑張ったねと自信持って今後も学校に楽しく通えると、そのような内容も併せて、今後、教育委員会等で検討頂ければと思います。以上で終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩致します。

休憩 10:55

再開 11:05

(議長)

休憩を閉じて会議を再開致します。

次に、出崎議員の発言を許可致します。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

私からは2問について質問致します。

えーまず、上下水道管の老朽化対策について、上下水道管の老朽化を起因とする道路陥没事故の発生が相次ぎ、社会問題となっています。本町の現状と対策について伺います。

1つ目、上水道管について。総合計画後期基本計画原案によれば、水道管路耐震化率は、令和6年度中に設定予定となっているが、設定されたかどうか伺います。

2つ目、下水道管について。管種ごとの延長、最大管径はどのようにになっているのか。平成6年度から公共下水道の整備を進めてきたといいますが、50年の耐用年数を経過した下水道管はないと考えてよいのでしょうか。

3つ目、将来老朽した管の更新について。どのような方針で備えるかを伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の1問目、上下水道管の老朽化対策についてのご質問にお答えを致します。

1つ目の総合計画後期基本計画における上水道管路の耐震化率についてでございます。

総合計画における耐震化率につきましては、急所施設及び重要施設までの管路の耐震化率を示すものでございまして、令和5年度の現状値と致しましては、73.7%となっているところでございます。

また、総合計画後期基本計画の令和11年度までの目標値と致しましては、80.3%としているところでございます。

次に2つ目の下水道管渠についてでございますが、管種ごとの延長の内訳につきましては、令和7年度末時点での数値で、コンクリート管が1,645m、塩ビ管が2万3,901m、その他鉄管が1,210mとなっているところであり、公共下水道管渠の最大管径につきましては、流末となります江差・上ノ国下水道管理センターの付近で70cmが最大となっているところでございます。

また議員ご案内の通り、公共下水道の管渠整備につきましては、平成6年度から進められ、供用開始は平成15年度となっているところでございます。

下水道管渠の耐用年数は、供用開始からの経過年数となっておりますので、現在22年を経過したところで、耐用年数の目安であります50年を経過する下水道管渠はございません。

最後に3つ目の今後の老朽化した管の更新の方針についてでございます。

上水道の老朽管更新工事につきましては、優先順位などを勘案しながら毎年実施しているところでございまして、また併せて、年に2回の漏水調査も調査区域を定めながら実施しているところでございます。

結果と致しまして、近年は住民の生活に大きく影響を及ぼすような漏水による事故の発生件数は減少しているところでございます。

また、公共下水道管渠についてでございますが、現在は耐用年数の目安であります50年を経過する管渠はございませんので、公共下水道のストックマネジメント計画には管渠の更新についての具体的な記載はございません。

今後、下水道管渠の経過年数などを見極めながら、然るべきには、然るべき時期には、更新に向けた具体的な取り組み内容を計画に加える必要があるものと認識しているところでございます。

いずれに致しましても、議員ご指摘の通り、全国各地で上下水道管の老朽化を起因とする道路陥没事故の発生が相次いでいることは事実でございます。

今後におきましても、日常点検や漏水調査などにより、注視を継続し、状況把握に

努めるとともに、道路管理者、管理者との情報共有など連携を図りながら、計画的かつ効率的な老朽管の更新に努めて参りたいと考えておりますのでご理解頂ければと思います。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

2問目に移りますが、その前に下水道管の最大管径が70cm、それから耐用年数が50年を超えるものがないということで、大きな心配はないとは思ってはいますが、ただあの一漏水等によるですね、地下の空洞が大きくなるというようなこともありますので、まあその辺については運用上注意して頂ければと思います。

2問目に入ります。改正半島振興法の対応方針について伺います。

能登半島地震災害を受け、3月に半島防災の推進を掲げた、改正半島振興法が成立し、江差町も半島振興対策実施地域対象として地域され、指定されています。

政府の基本方針案が示され、半島道路網や港湾の整備に追い風となります、対応方針について伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の2問目、改正半島振興法対応方針についてのご質問にお答えを致します。

半島振興法の一部改正の、一部を改正する法律が可決成立し、令和7年4月1日から施行、法律の期限が令和17年3月31日まで10年間延長されました。

今回の改正は議員もご指摘の通り能登半島地震を受け、半島防災の考え方方が強く打ち出されたものとなっております。

主な改正内容と致しましては、法の目的に半島防災の推進と地方創生が追記されるとともに、半島地域の役割として、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用といった内容が追加されております。

また基本理念の条文が追加となり、地方創生、魅力の増進、半島防災、国土強靭化

を基本理念として半島振興施策を実施することが明記されております。

法の改正により、函館江差自動車道の整備などの半島道路網の整備、あるいは江差港の整備についても事業推進が図られることが期待されているところではあります
が、現状では、離島地域や過疎地域などの他の条件不利地域対策に比べて、半島地域に対する国の方針は十分とは言えません。

現在、国において、半島振興基本方針の策定を進めているところではございますが、全国半島振興市町村協議会などを通じながら、交通情報通信施設の整備促進や半島防災の推進を初め、半島地域が抱える諸課題の解決に向け、予算措置、財政措置の拡充を国に強く要望して参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

あの一今回のこの改正の趣旨は、孤立対策ということで、能登半島におられるよう
にですね、対岸の方からの道路網が寸断されたり何かということを、まぁそれを推進
するために、まぁ開催されたというふうに聞いております。

もう、渡島半島の防災強靭化のためにですね、ぜひその機会を捉えて取り組んでも
らえればと思います。以上で質問を終わります。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今回、私、2つ質問を町長に致します。

最初に既に他の議員からも出ておりますが、6月、今年の6月3日、北海道が公表しました、日本海沿岸大地震の被害想定公表、これを受け、改めて、私も江差町の防災対策をお聞きしたいと思います。

先ほどの、他の議員からの質問でも、町長答弁されておりましたが、確かに、確率は低いかもしませんが、もちろん、これは、現時点での知見での想定であります。

今、国では、まだまだ海底等の地震の新たな知見に向けて調査もしております。

私は、今回の、このいわば最大規模の数字、そして、確率は低いかも知れませんが、当然、江差町として、多少規模が小さくても、また今後、新たな知見で起きるかも知れない、そういうことを想定して、しっかりと対策をとる必要があるのではないか、ま、そういう観点でお聞きするものであります。

改めてですが、今回、道が公表した最大被害想定、先ほども死者の数、出ておりましたが、それ以外の数字見ても、これはしっかりと私、受け止めなければならない、想定の数字だと思っております。

建物全壊被害1,000棟、1,000棟です。そのうち、津波被害が550、それ以外は、あとは揺れとかの倒壊、1,000棟の倒壊、死者数は先ほど出ておりましたが、2,410、さらには避難者総数4,300です。で、内、避難所の避難者が2,800と想定しております。

で、さらに、先ほども公共下水道の話もちょっと出ておりましたが、上下水道利用困難、これが5,600、ほぼ江差の人口に近い。ま、それが想定されている。こういう数字を見ながら、私は改めて、これまでの取り組み、先ほども答弁ありましたが、一層の加速化、で、また新たな視点での取り組みが求められると思います。

ま、先ほど言いました、それに基づいて4点、町長にお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、もうまさしく、これまで取り組みされてきておりました、特に津波、浸水想定区域、確かに先ほどの答弁でしたが、現在の江差町の計画、それを道の発表したもので、想定区域設定されております。

で、当然、それに向けてこの数年間、避難訓練等を行っておりましたが、まだまだ私は足りない、少ない。規模が小さいと思います。

で、改めて、今後も継続した避難訓練の実施、そしてこの間、何回かこの場でもまた他の会議でも指摘されておりますが、避難路、避難階段、これをもっともっと整備していく、見直していく、そういうことも必要ではないか。これが一つであります。

それから先ほど、ちょっと新たな視点ということを少し私申し上げましたが、2つ目に、まさしく新たな視点について、ちょっと述べたいと思いますが、昨年の1月の能登半島地震で本当に大きな被害きました。

で、この1年ちょっとで特に強調されているのが、地震関連死、避難所で相当苦労して、結果的には亡くなられた方、これ本当に多かった。この実態は、国の方でも深刻に受け止め、そして、北海道でも国の検討等を受けて、私も改めてちょっと勉強しましたが、スフィア基準というものがありますが、これを明確に能登半島の地震関連死

等の実態を調べた上で、検討した上で、そのスフィア基準というものを明確に位置づけた避難所マニュアル、これも全面的に改定しました。

今、言いました、スフィア基準というのは、災害時や紛争時における人道支援のための国際的な基準です。

これは、もう既に災害が起きるたびに、強調されている問題ですが、具体的には、避難所における1人当たりの居住スペースとか、トイレの数、そして、男女比、これが大きく問題になってきております。

それから、飲料水の供給量、これも足りない。食料の栄養価も少ない、足りない。こういうことが具体的な基準で定められている。これがスフィア基準。

そして、これがさっき言いました国で、それが必要だと日本は、避難所は、もう雑魚寝、雑魚寝、もう数十年変わっていない。そのことで国で改めて、スフィア基準を明確に位置づけたものを見直し、そして、北海道でも見直しました。

私は、先ほども、全議員のやり取りの中でありましたが、私はこれを一つとっても、江差町でもこの対策、特に避難所マニュアルの改正が急がれる。国、道が示した、この点について私は2つ目としてお聞きしたい。

それから3つ目。これもこの間、私も出しておりましたが、今日もちょっと道の駅かもめ島の道の駅の話もちょっと出ましたが、私は、かもめ島周辺の問題という点で、ちょっと改めて3つ目で挙げたいんですが、夏場のかもめ島海水浴客の問題、これは前にも私言いました。

そして、今の、今後、建設されるであろう道の駅かもめ島。このかもめ島周辺全体の利用客に対する避難誘導マニュアル。

全体の、つまり、もちろん、釣り客なども含めてあそこに入る方々、観光客もいれば、もちろん地元の江差町の方も日々利用されることもある。その全体の避難誘導マニュアルが必要ではないのか、ということあります。これが3つ目。

で、最後、4つ目。これはちょっと私、改めてちょっと調べたんですが、今回の北海道の被害想定の中に、陸上の風車の被害想定は入ってないと思います。

それで、能登半島の地震では、地震で、風車、倒れます。私は先ほどもちょっと言いました、新たな視点という点で、陸上というよりも、海上についてちょっとお聞きしたい。この4つ目で町長にお聞きしたい。

江差町の海上風車は、今回の被害想定、断層モデルを北の稚内からずっと南まで北海道南まで断層モデルで、その断層に、ま、起きる地震ということを想定しているんですが、この近く、F17とF18という断層モデルが、沖にあります。

ちょうど今、これから決まるであろう江差沖、檜山沖、この風車、F18という断層モデルに沿って建設されることが今、予定されているのではないでしょうか。

それで私改めて、これは今後の問題ですが、仮に檜山沖における協議会で決定なったら作られるであろう、この海上風車、この点について、私はしっかりと今、課題としての日本海沿岸大地震の被害想定、これは今後、立てられるとすれば、当然

それもしつかりこの檜山沖協議会で論議すべきではないのかなというふうに思い、ちょっと議事録、改めて見ましたが、私の見た範囲では、この檜山沖における協議会では、地震、津波被害の論議はされていなかったのではないのかなというふうに思います。この点について改めてお聞きしたい。

以上、4点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の1問目。日本海沿岸震源で大地震、大地震の被害想定公表を受け、改めて防災対策を問うについてのご質問にお答えを致します。

まず初めに、このたび公表された日本海沿岸の地震津波被害想定について、地震の発生確率は太平洋沿岸と比較すると低いとされているものの、被害が最大となった場合の死者数は約2,400人、早期避難を心がけても1,800人という数字であり、小野寺議員と同じく危機感を持っているものでございます。

1点目、津波浸水想定区域での素早い避難行動に向けた継続した避難訓練の実施、避難の、避難階段の一層の整備をというご質問でございます。

避難訓練の実施ですが、塙本議員のご質問にもご答弁致しましたが、令和4年度より各町内会等々防災ハザードマップを活用した防災研修会を開催する他、各学校の防災1日学校や江差町社会福祉協議会の防災、あ、失礼しました、災害ボランティア研修会に参加し、防災意識の向上を図ってきたところであります、今後も継続して参ります。

避難路、避難階段の整備についてでございます。

町と致しましては、既存の避難路について再点検を行い、草刈り等の維持管理等を住民の皆様と協力しながら進めて行きたいと考えております。

その上で、防災研修会などを通じて、住民の声を聞きながら、新たな避難所や避難階段については検討して行きたい、検討を重ねて行きたいと考えています。

2点目、スフィア基準の、を位置付けた当町の避難所マニュアルの早急な改正についてでございます。

ご質問の通り、国や道では、令和6年、能登半島地震を踏まえ、災害発生後の避難所で確保すべき生活環境を指標として定めた、国際基準、スフィア基準を踏まえた避難所施設の整備や被災地支援の実施を明記した避難所マニュアル等に改正しております。

町と致しましても、時期を見て、地域防災計画等の見直しを行う際には、避難所の設備等について道からの防災資機材の支援も含め、スフィア基準を参考としながら検討していきたいと考えております。

3点目、かもめ島海水浴客や、今後、建設予定の道の駅かもめ島の利用客などに対する避難誘導マニュアルの策定についてのご質問にお答えを致します。

かもめ島周辺エリアにつきましては、かもめ島に加え、海水浴場やマリーナ、開陽丸記念館などがあり、自然散策や歴史探索で訪れる観光客の他、キャンプや釣りなどマリンレジャーを楽しむ方々など、多くの方々が訪れるエリアとなっております。

また新たな道の駅が完成すれば、さらに多くの町民の皆様、観光客の皆様が訪れることが予想されます。

こうしたかもめ島を訪れる利用者、利用客に対しましては、現在進めている防災情報伝達システムにおいて、スマートフォンやタブレット端末による情報配信、屋外では新たにかもめ島方向へ高性能スピーカーを配備することで、早期の情報伝達と避難誘導を促すよう定め、努めて行きます。

今後、町において、かもめ島周辺エリアの避難誘導のあり方について、検討を行う必要があると考えており、新たな道の駅も含め、対応や役割などの整理を行っていきたいと考えております。

なお、新たな道の駅におきましては、これらの整理を踏まえながら、避難誘導マニュアルの作成、避難訓練の実施などについて、受託事業者と協議して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後の4点目、檜山沖法定協議会において、洋上風力による地震津波被害の議論がされてきたかというご質問でございます。

事業実施想定区域内にはF18断層が含まれていると思いますが、事業者が選定されておらず、風車の建設場所が決まっていない状況であることから、議論はされておりません。

洋上風力発電設備の安全性については、先進事例を拝見しますと、国は事業者選定の際には、我が国の厳しい自然環境を踏まえた上で、全国一律の基準というより、設置場所それぞれの実際の海底地盤を調査し、固い地盤のところにしっかりと風車を差し込めるのか。風がどれくらい吹くのか、波浪がどうなるのか、地震荷重がどのくらいになるのかといったところを確認し、こういった基準で発電設備を設置する地域において、最大規模の地震や最大規模の台風に対しても、構造上安全であることを求めていきます。安全に関する技術基準につきましても、諸外国と比べ、日本の厳しい自然環境を踏まえながら、中長期にわたり風車が安全に運転出来ることが重要と考えていますので、こういった厳しい基準を踏まえながら、洋上風力発電設備の安全性を確保していくとの国の方針であります。

町と致しましても、道が公表した被害想定を踏まえ、洋上風力における法定協議会を通じながら議論を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂き頂きたいと思

います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

再質問致します。

私、挙げた4つのうち、ちょっと時間の関係もあるので、1の①と④についてちょっとお聞きしたいと思います。

それで、町長の答弁わかりました。わかりましたが、この間、訓練等について私もいろんなところで、議会だけではなく、発言等、また地元町内会でも、まだまだちょっと少ない、部分でありますが、実践してきました。それでちょっとお聞きしたい。担当になるんでしょうか。

あの一、今、いろんな訓練、図上訓練も含めてですけれども、本当に多くの各地でやって、私、やっぱりどうしても参考になるなと思うのは、訓練、特に今、海岸線、津波で逃げるでもいいんですが、厳しい条件での訓練。冬場の訓練とか夜間の訓練、私、これ対象地域の方々が多くの方々が参加するというのは非常に厳しいかもしれません。ですから、もちろん限られた部署、人数でも、まず私、冬場、条件の厳しい冬場、そして夜間、これやってみる。私これ絶対必要だと思うんです。

ま、この間、ちょっとやったことがあるんであれば、あれば、それを教えて貰いたいんですが、是非、これから訓練の中にそういう厳しい条件、そして夜間等も含めたものをやって頂きたいと思いますが、ちょっとそのお考え一つお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと洋上風力の先ほど町長から答弁頂きました。

確かにいろいろ国の協議会、もしくは国土交通省の色んな書類読めば、一応色々な基準、洋上風車の基準、いろいろ作られておりますが、しかし、しっかりとした論議、これからされて行くと言う事でしたが、ちょっと現状を、ちょっと私、確認したいと思うんですが、今、江差町の場合、江差というか、この檜山沖、乙部を抜いた檜山沖については、そろそろもう区域が決まって次の段階、ステップに行くところであります。北海道でもう一つこの近く、泊とかですね、共和とか、あの沖の区域でも同じく今、洋上風車が今、進められています。

で、法定協議会、今、先ほど言った協議会、既に2回やっております。

確かに道新の記事もちょっと載ってたかと思うんですけども、私も実は改めてこの法定協議会の議事録を見ました、2回。ここではしっかりとですね、まだ建設場

所も、もちろん有望な区域としても、まだこれから段階なんですが、既にもう法定協議会の去年1回目、2回目で、ここの地震津波のことをしっかりと論議してます。

で、もしかしたら、町長もご存知かもしませんが、あそこには泊発電所があります。で、協議会の中で、泊発電所の関係で、具体的にもう既に論議がされてきました。

私ちょっと迂闊にも議事録を見るの遅れてたんですが、この云わば、発電所、北海道電力の原子力事業統括部から、もし地震津波であって、仮に洋上風車が倒れるとか、羽が落ちるとか、そうすると、原子力発電所に影響があるから離してくれと、もうこれ1回目から言ってるんです。

そして、1回目の時には7mを離してくれと。7kmごめんなさい、7km。

そして、7km離してくれということを要望してたんですが、実は協議会の事務局では、10km、7kmが心配だということなんでしょうかね。10km離すということで、もう既に協議会の事務局サイドでは決めたと。

今後、そういう方向で意見の取りまとめを入れるというふうに書いていました。私これ読んでですね、ちょっと遅かったなと思ったんですが、やはり、しっかりとしたあの頑強な原子力発電所ですら、心配だと10km離してくれと、あ、わかりました、離しますというぐらい、やはり津波想定に対する備えということが必要だということが、この法定協議会でもしっかりと認識されている。

是非、今後の法定協議会の中で、江差町長もこれ入っておりますので、しっかりとこの点について意見を述べていく、必要な対策を改めて取らせるということが私は必要ではないのかなというふうに考えております。この2点についてご答弁を頂ければなと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

私の方から2点、再質問にお答えします。

1点目は、小野寺議員おっしゃる通り、ま、あのー、参加人数少ないかもわかりませんけども、特に沿岸地域の町内会に声掛けをしつつ、ま、一つの町内会というよりも、ま、例えば二つ、三つに声掛けをしながら、冬場、夜間、こういったところ、一緒に出来るかどうかは別にしてもですね、ま、飛び飛びになるかもしれません。

加えて、まだちょっと訓練を実施していないところもあるんで、まずはこの沿岸地域、この道の被害想定が公表されましたので、これらを踏まえつつ、そこは、あのー、しっかりと町内会にも、ま、こちら側の意図も伝えつつですね、広げて実施に向けて進めたいとこのように思います。

それから2つ目、これ小野寺議員、ま、原発のある地域との部分での比較でござい

ますけれども、これも、ま、江差のみならず、檜山沿岸区域がこういった状況で共通の、今、被害想定が出てますので、これからいつの時点かわかりませんけど、促進区域の指定と同時に公募が開始されていくわけでございますので、ま、どのタイミングかは別にして、近々この促進区域の指定の動きが出次第、それぞれの町、江差町とすれば、それらの目処が立つたら、議会の方にも情報を提供申し上げる予定でございますので、加えてそういった、この今回の、云わば断層の海域っていうか、区域の話もですね、法定協の中にうちの町長からも、他から出なければですね、うちの町長からもそういう話を机上に載せて、ま、議論するテーマの一つとしてやって行きたいと、このように思います。以上です。はい。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非よろしくお願ひ致します。

次、2点目に、2つ目に移ります。

2つ目ですが、今日も、ま、テレビ、新聞等でクマの出没と言いますか、出ておりました。改めて私、このクマの対策について取り上げたいと思います。

それで、このクマの問題、昨年12月に北海道で、北海道ヒグマ管理計画、今、第2期なんですけれども、これを改定致しました。

で、改めて、私、経緯と言いますか、考え方も含めて、ちょっと大急ぎで勉強もしたんですけども、分かり易く言うと、人とヒグマ、そして、その空間的な棲み分け、これをやっていきましょうと。

人のいるところ、クマのいるところ、その中間点なども含めて、ゾーニング管理をしましょう。これを導入しましょう。これが今回のこの改定の大きな内容でありましたし、そして、それを受けて市町村向けに、ガイドラインもこれは3月に出されております。

この数年間、江差には限りませんけれども、私どもも、例えば町内会ではもうすぐ近くでクマが、裏玄関からすぐ見えただとか、そういうことも含めて、本当に地域の皆さん、このクマの問題については敏感になってる部分もあります。

改めて、江差町としての考え方、私はこのゾーニングと言う事は、一つの方法論、やり方としては有るんじゃないのかなというふうに思っております。町としての考え方、お聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、ヒグマ対策についてのご質問にお答え致します。

議員ご指摘の通り、北海道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害軽減並びにヒグマ地域個体群の存続を図ることを目的に、平成29年4月に北海道ヒグマ管理計画の第1期を策定しております。

その後、令和4年4月に新たな課題等に基づき、第2期の管理計画を策定しておりますが、更なる人とヒグマとの軋轢が高まっている状況を踏まえ、軋轢低減のために、計画期間中の令和6年12月26日に計画の一部を改訂しております。

ヒグマゾーニング管理につきましては、令和7年3月に市町村向けにガイドラインが出されており、野生動物の生息状況や人間活動等を考慮し、人間と動物の棲み分けを目的に地域をゾーニングし、ヒグマが主に生息するコア生息地、人間活動を優先する排除地域、防除地域、これらの間で対応する緩衝地帯などを設定し、それぞれの範囲や対応方針を計画として取りまとめ、地域関係者が共通の理解を持つことで、効果的な対策立案やスムーズな判断に繋げることを目的としております。

北海道と致しましても、新たな取り組みとして位置付けており、現在、道内3つの市と町、滝上町、名寄市、七飯町をモデル地域として、先行してゾーニング計画を策定し、実行においては、令和7年度からとなり、実施結果を受けて、問題点や課題点を改めて精査することとなっております。

ゾーニング管理は地域によって、地形や土地利用の状況、ヒグマの生息状況が異なることから、各市町村の実情に合わせたゾーニング設定が必要となります。

当町と致しましては、今後、ヒグマ、ゾーニング計画については、道内の策定状況の動向を見極め、近隣町や関係機関と状況情報共有を図りながら、ゾーニング計画作成について協議検討して参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

「打越議員」

よし、わがったど。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと2点、再質問致します。

今、答弁頂きました。あの一、ちょっと私もこのガイドライン見ましたが、ちょっとなかなかガイドラインだけでは、具体的に細かい区域を決めて、どうする、こうするっていうのは、ちょっとなかなか担当者にとってはゆるくないだろうなと。

まだまだ、基本的な考え方、関係者との協議などが、私はやるにしてもですね、やるにしても、時間かかるのかなという気はしております。

で、問題は今回のこのゾーニングをする、しないはともかく、やはり人とクマの棲み分けといいますか、一定の空間を定めるという、その考え方自体は私、大事なことなんじゃないのかなという気はするんです。

その点について、もちろん先ほど、関係者等々の協議という話もありましたが、それだけではなくて、その地域に住んでいる、クマからずっと遠いねっていうのは、なかなか札幌と見ればですね、思わずそこまでクマ出てきているので、ある意味、住んでいる方々が全員対象なのかもしれませんけれども、それでも、クマを寄せ付け易いような、すぐ自分の裏山といいますか、ところに畑を作つて、クマが好きそうな物を結構作つておく、残飯類を置くとかつていう、この我々、人間側の方もしっかりと、云わば棲み分けの部分の人間の部分ですね。で、クマはこういう習性だ、こういうところに生活してるんだ、こういうところに呼び寄せてはいけないんだっていう、我々人間の人の方もしっかりとした認識を持たなければならぬ。

そういうことを町としても何らかの方法論で、単に町広報で1枚何かこう入れたとかだけでは、なかなか、なかなか、そういう認識には私至らないと思うんです。仮にゾーニングを作つたとしても同じことだろうと。

なので、やはりクマ対策、地道かもしれませんけれども、しっかりと人間とクマの関係、棲み分けの考え方、修正、対策等々を住民に知らせていくという、そういう取り組みを含めたものが、私は必要なんではないのかなという気はします。その点についてもコメントがあれば頂きたいなというのが一つ。

あと一つ、最後です。先ほどテレビ、新聞の話、しましたが、今、そもそもクマの出没といいますか、被害といいますか、江差町としてどういう現状なのか、ちょっと改めて教えて頂きたい。

なかなかちょっとホームページ等見てもですね、よく分からぬ部分もあります。テレビ見れば、市街地に出てきたとかですね、ま、そういうちょっとびっくりするような部分がありますけれども、ちょっと客観的に、まず現状をどのようになっているのかちょっとお示し願いたいなと思います。以上2点です。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

小野寺議員から人とヒグマの棲み分けということで、色々な視点からですね、ご意見を頂いたというところでございます。

その中でも、ゾーニング管理という棲み分けというところで、町長答弁にもございましたけども、今モデル地区となっております、3市町、この実施結果も参考にしながらですね、ヒグマの習性や生息区域を熟知している獣友会、そういったところだとか、鳥獣被害対策実施隊員の皆さん、そういった方々とですね、意見交換をしながら、今後ですね、人のですね、状況も踏まえながら、今後ですね、広報等も通して、形でしていったらいいかということも含めて、協議をしていきたいと思っています。

それから、ご質問のヒグマのですね、江差の出没状況に対してですけども、出没状況につきましては、近年の状況になりますが、令和5年、ヒグマ出没情報が最も多く65件となっております。

それから6月までの出没情報は7件となっている状況です。令和6年度につきましては、例年並みの18件となっておりますが、6月までの出没状況につきましては、9件となっております。令和7年度につきましては6月19日、本日、現在までですが、5件となっておりまして、この3年間の現状を見ますと、ほぼ6月までの状況については、極端に出没が多くなっているという状況にはないということでございます。以上でございます。

「打越議員」

はい、わがった。

わがったど。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩致します。

休憩 11：47

再開 13：00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。
増永議員の発言を許可します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

それでは質問させて頂きます。
江差町の公文書や書類等の印鑑省略について質問させて頂きます。
令和6年3月定例議会時に、公文書や書類等の印鑑省略について質問させて頂きましたが、町長は、現段階において、当町では、具体的な検討に至っておりません。今後、検討を進めて参りたいと考えておりますと答弁され、総務課長の答弁は必要な行政サービスであるという認識を持ってございますので、検討を進めさせて頂きたいと思いますと答弁されました。昨年の3月から1年3ヶ月経過しておりますが、この間の取り組みをお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の1問目、江差町の公文書や書類等の印鑑省略についてのご質問にお答えを致します。

押印廃止に関するこれまでの取り組みと致しましては、昨年3月の増永議員の質問以降、現状における町の条例規則要綱及び要領などにおいて、本文で押印することを記載しているもの、関連様式で印を記載しているものなど、総数で1,300を超える、超えている状況を確認致しました。

押印見直しの基準として、押印を求める趣旨の合理性及び代替性の有無等が国のマニュアルに示されており、これらを参考に既存の押印見直しと新たに押印を規定する

際の判断基準とする必要があるものと認識しているところです。

押印を規定している総数が 1, 300 を超えている状況にあることから、関連部署の調整が図られた後、関連規定の改正を図って整理していきたいと思っております。

「増永議員」

議長。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ありがとうございます。1, 300 っていう数は膨大な数でございますが、やはりこれは 5 年前にこのような指針が国から出されております。やはり 1 日も早く、町民サービスの充実ということでことを進めて頂ければと思います。

2 問目いきます。新しい地方経済生活環境創生交付金、第 2 世代交付金について、質問致します。

地域活性化拠点施設(仮称)道の駅北の江の島整備事業(別紙 1)、第 2 世代交付金実施計画の申請書についてお伺い致します。

1 問目、この交付金申請書は、記載要項に基づいて真実を記載し、町長も確認されてますか。

2 問目、3 番にあります交付金対象事業の背景と概要。C 交付金対象事業の概要、(施設概要) の年間想定利用者数(目標入り込み数)は約 11 万人と掲載され、7 番目の交付金対象事業の重要業績評価指標 (KPI) の KPI ②、道の駅の年間利用者数が 22 万人、令和 6 年 8 月、道の駅拠点施設整備事業に関わる民間活力導入調査及び基本設計業務報告書では、開陽丸記念館を除き、20.8 万人の利用者数と記載されてあるが、江差町として、道の駅年間利用者数は何人なのかお伺い致します。

3 問目、8 番にあります自立性、(自立性) の 3 番目に、売り上げの一部を町に納付することを検討しとありますが、令和 7 年 2 月北の江の島拠点施設要求水準書 36 ページでは、一定以上の利益については、一部町への返還を求ることとすると書いてあるが、利益、売上、どちらが正しいのかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の2問目、新しい地域経済生活環境創生交付金についてのご質問にお答え致します。

1点目のご質問ですが、新しい地域経済生活環境創生交付金のいわゆる第2世代交付金に係る実施計画書につきましては、記載要領に基づき作成し、令和7年2月4日に檜山振興局に提出しております。

内容につきましては、提出時点で、内部検討の中で積み上げたものを記載しているものであります、町長までの決裁を経て提出しております。

2点目、第2世代交付金に係る実施計画書の記載の年間想定利用者数、北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査及び基本設計業務報告書における利用者数の際、それと江差町として、道の駅年間利用者数は何人なのかということのご質問でございました。

ご質問の中で、令和6年8月の民間活力導入調査報告書において、開陽丸記念館を除き20.8万人の利用者数と記載されているところでございますが、調査報告書にはそのような記載はございません。報告、調査報告書では、入り込み目標については、年間32万人としているところでございまして、これは前面道路、国道228号線の24時間交通量をベースにたちより、率を7%として入りこみ台数、入り込み人数を設定したものでございます。

一方で第2世代交付金に係る実施報告書におきましては、国道228号線の交通量について12時間交通量を採用しております。

これは今回の道の駅整備が二つの交付金を活用しており、道の駅の24時間利用可能なスペースにつきましては、社会資本整備総合交付金、それ以外のスペースについては、第2世代交付金を活用するスキームとしていることによるものでございまして、主に営業時間が日中と想定されるスペースが対象となる第2世代交付金の実施計画書においては、24時間交通量ではなく12時間交通量を採用し、年間利用者数22万人としているものでございます。

なお、ご指摘のありました、実施計画書に記載の年間想定利用者数、目標入り込み数、約11万人という数字につきましては、約22万人の誤りでございますので、今後、修正等の対応をして行きたいと考えております。

3点目、要求水準書に示しております、収入等の取り扱い、プロフィットシェアリングについての表現の差異についてのご質問でございますが、利益という表現が正しいものでございます。

こちらについても今後、第2世代交付金の実施計画書の字句の修正等の対応をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。それでは、この申請書には誤りが2ヶ所あったということでよろしいですね。

そしたら2問目いきます。9番目にあります、地域の多様な主体の参画。ここは各団体から組織として意見を掲載するところです。石破総理の意向で、令和7年に追加された項目と内閣府から聞いております。

この中に江差観光コンベンション協会、江差町、北海道江差高等学校、江差商工会の意見書が掲載されております。

私が調べたところ、江差町を除く、各主体団体は、江差町の道の駅に対し、意見、提案、コメントを提出してないと言っております。

例えば、江差商工会は、本年5月15日総会時に、過去に道の駅に対して意見提案を行いましたかと質問致しました。そしたら会長さんは、商工会としてやってません、とはつきり言いました。町長さんも出席されて確認しておりますよね。

そして、観光コンベンション協会は、本年5月27日、課長さんに確認致しました。協会として、道の駅に対して提案は、令和7年度の事業から協力しようと提案を致しましたので、令和6年度は行っておりません。

そして、江差高校の場合は、本年5月27日、校長先生から連絡を頂き、教頭先生に確認したところ、そのような事実はないと言っています。

また、学校教育法では、子供たちのことを幼稚園は園児、小学校は児童、中学や高校は生徒、そして大学や高専は学生といいます。

課長、江差町の申請書を見て下さい。学校、学生と共同して書かれて、記載例の丸写しですよね。事例は高専からのコメントですので、学生と書かれてます。高校が出したものならば、生徒と書きます。江差高校の教頭先生にも確認しました。やはり子供たちを生徒と呼んでおります。この文書は明らかに高校が出したものではないことを証明しております。

もしも、3主体団体からの意見ではない場合は、9番の要件は満たされていません。虚偽の掲載があった場合は内閣府では問題だとも言ってます。

お伺い致します。9番目の地域や多様性な主体の参画の意見、コメントは各主体から頂いたものを載せているのであれば、原本があると思いますので、何年、何月、何日、どこど、どこで、各団体の誰から提出なのか、提出のご意見なのかお伺い致します。

2問目、各主体団体から頂いたものではなく、各団体への江差町の意向や事実ではないことを記載されたのであれば、誰の指示で記載したのか、指示した方のお名前を公表して頂きたい。以上です。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 13：11

再開 13：17

(議長)

はい。それでは休憩を閉じて再開致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員のご質問にお答えを致します。

今回の第2世代交付金の実施計画の記載要領におきましては、交付金事業の初年度が終了した時点で、地域の多様な主体の参画による効果検証及び改善方策への反映を行うことを前提として、今回の令和7年度、第1回募集においては、今後、地域の多様な主体がどのように参画し、P D C Aサイクルを運用していくかというのを記載することも可能としますというような記載要領になってございます。

従いまして、今回、令和7年度第1回募集において記載した内容は、江差町の担当部局において、今後の想定をしながら記載をさせて頂いた内容ということで、これを踏まえて、今後、これらの団体と意見交換を通じながら、こういった形での取り組みを進めていくということでご理解を頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。

「増永議員」

答弁になってません。議長、答弁になってます。

いいですか、課長。それは僕、内閣府に確認しました。その通りです。課長の言われる通りです。でも、いいですか。

(議長)

ちょっと暫時休憩致します。

休憩 13：18

「増永議員」
いいですか。

「西海谷議員」
指名してないど。

「増永議員」
議長言ったじゃないですか。

再開 13 : 19

(議長)
もう一度答弁お願い致します。

「まちづくり推進課長」
まちづくり推進課長。

(議長)
まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
増永議員への再質問でございますが、繰り返しになりますが、初年度に関しましては、そういう各団体からの意見聴取、意見を記載するということではなくて、今後、地域の多様な主体がどのように参画し、P D C Aサイクルを運用して行くかを、こちらの判断で記載することも可としているということで、今回このような記載をしているということでご理解を頂ければと思います。

「増永議員」
していない。おかしいでしょ。
内閣府が「　　」って言ってるんですよ。

(議長)
増永議員、指名してないんですから。

「増永議員」
はい。

(議長)

答弁よろしいですね。

「増永議員」

終わった。

(議長)

終わりましたよ。

「増永議員」

ちょっとすいません。2番目の答えてないんですけど。

(議長)

もう答弁しました。

「増永議員」

いや、誰の指示でこれを書いたんですかっていう質問。

(議長)

答えに入ってましたよ。

うん。何回も申し訳ないですが。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

誰の指示かということでございますが、それは担当部署の方で判断をしたということです。

「打越議員」

よし、いいど。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

そしたらですね。2問目いく、3問目ですね、3問目になりますが、じゃあ、まちづくり推進課とすれば、この地域対応の主体の参画の要件っていうのは、ね、今年は1年目なので、確認してなく、これから各団体にこれを要請して行くと言う事でよろしいんですね、そしたら。そういうことですね。先ほどの答弁であればね。相手に断りもなく載せたと言う事ですか、そしたら。

そして、総務省はこれを裏付け、裏を取らないっていうのを分かってて、これ書いてるじゃないですか。いいですか。その辺のところをまず、きっちり、もう一度確認致します。

それともう一つ、先ほどですね、私が高校のところを読み上げました。見て下さい、課長。そこにちゃんと書いてるでしょ。この要件の高等専門学校のところのところに。学生。丸写しですよ、丸写し。じゃあここの答弁どういうふうになるんですか。まず、こここの答弁もお願い致します。

引き続きまして、引き続きまして、いいですか。この、このような状態の中で、今の先ほどですね、高校のところなんかの場合は、全く、そういう条件に整ってない。誰が書いたか分からんすけども、そういうような状態になっている。こういう状態で本当にこの申請書はいけるんでしょうか。

内閣府では、この申請書にそういうような虚偽の内容があるのであれば、問題があると言っています。した場合にですね、例えばこの申請書が、何らかの不履行によって補助金の申請が削減された場合、例えばその差額分を財政調整基金から崩すのか、それともまた、道の駅を中止するのか、その辺の答弁もお願いします。

そして、この形の中で、先ほど江差高校の部分、ああいう形でまる写しになったその原因について、やはり内部で調査して頂いて議会に提出をお願い致します。以上。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。この内容は虚偽かどうかっていうところではあるんですが、あくまで先ほども申し上げました通り、担当課において、今後の要請行動、また意見交換等のことも想定しながら、現時点で想定されるものを記載したということでございますので、各団体の方とは、これから様々な意見交換を通じて、対応して行きたいというふうに思っております。

その中で、例えば修正が必要になったり、いろいろ協議の結果、変更が生じるようであれば、それは都度、都度、国とも協議をさせて頂きながら対応して参りたいというふうに思っております。

それに伴って、国の交付金が交付されないのではないかと言うご提言もあるようですが、そうならないように、担当課、担当課の方としては対応して参りたいというふうに考えております。

資料の議会、議会からの提出については、議会から資料要求がございましたら対応したいというふうに思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。えー3問目の質問。

「増永議員」

いいですか。はい。

(議長)

はい。

「増永議員」

はい。それでは3問目、財政不安定による道の駅の中止について質問致します。

これは先ほど町長がですね、令和6年度の決算を報告する前の数字ですので、ちょっと誤差がありますので、その辺、ご理解頂きたいと思います。

中期財政運営方針で財政調整基金が令和7年3億、令和8年3億円のこの2年間で6億円を切り崩し、残高が12.5億円になります。

道の駅ふるさと納税が3億円が集まらない場合、財政調整基金を取り崩すことになっていますが、2.6億円取り、2.6億円以上取り崩すことになれば、残高が9.9億円になります。財政調整基金が10億円を下回ります。それでも道の駅を中止せずに進めるのか、お伺い致します。

また、現、今、現在の企業版ふるさと納税の金額を公表して下さい。リサイクル粉碎処理施設、令和10年度、11年、10年度から11年度の供用開始、焼却施設の供用開始が令和15年度とのことです、道の駅との償還期限が被りますが、実質公債比率は最大何%になるかお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の3問目、財政不安定による道の駅中止についてのご質問にお答え致します。

まず、ご質問の冒頭にありました、基金残高について現時点の状況をお伝えしながら、確認の意味を含めて若干説明させて頂きます。

議員が示されておりますように、確かに今年1月に見直した中期財政運営方針におきましては、令和7年度、8年度に財政調整基金をそれぞれ3億円取り崩す財政推計としております。

しかし、取り崩す一方で、各年度の決算剰余金の一部を積み立てることも、推計には含まれております。

繰り返しになりますが、本日、行政報告しました通り、令和6年度一般会計の決算概要につきましては、財政調整基金の取り崩し可能額を3億5千万円で議決頂いたところですが、実際には2億円の取り崩しで済んだことに加え、決算剰余金のうち、1億5千万円を積み立てることが出来る状況であることから、結果として5千万円の取り崩しに抑制出来ましたので、令和6年度末の基金残高は22億5,086万4千円となるもので、なる見通しです。

このように増永議員がお話しされた、令和6年度末の基金残高12億5千万円から逆算しますと、令和6年度の基金残高は、議員の計算では18億5千万円になりますので、現時点で約4億円の開きがありますことをまずもってご確認頂ければと思っております。

道の駅整備を中止せず進めるのかとのご質問でございますが、このような財政状況を踏まえた上で、予定通り進めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

なお、現在の企業版ふるさと納税の金額についてのご質問ですが、令和6年度末時点で、北の江の島事業に充てるため、ご寄付を賜り、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金に積み立てている額は960万円となっております。

令和7年度に入り、現時点で2件、310万円のご寄付の申し出を頂いているところでこれを合わせると1,270万円となります。

この他にも複数の企業からご寄付の意向を頂いており、引き続き、事業の趣旨にご賛同頂き、ご寄付頂けるよう、企業の皆様への働きかけをして参りたいと考えております。

また、企業版ふるさと納税とは別に、指定寄附金などについて、江差町かもめ島交流拠点作り基金に積み立てしている額が、令和6年度末で3,070万円となっております。

最後に、南部桧山衛生処理組合の破碎リサイクル施設及び焼却施設の供用開始が新道の駅の起債償還期間に重なることに伴って、実質公債費比率が最大何%になるのかとのご質問でございます、ございました。

ご案内の通り、中期財政運営方針の見直しに当たっては、北の江の島拠点施設整備や防災情報伝達システム等の大型事業を見据え、第6次総合計画期間の令和11年度までに予定されている、普通建設事業を前提として洗い出し、それらの前提に紐づく、起債償還額等に基づき、北の江の島拠点施設整備の起債償還が終わる、令和19年度までの実質公債費比率を参考値として提示致しました。

この前提の事業の中には破碎リサイクル施設整備も計画段階の概要、建設費を用いて、令和9年度、10年度に各3億5千万円、計7億円を計上しているところですが、事業主体となる南部桧山衛生処理組合では、今年度、施設整備計画策定業務に着手し、施設建設地や配置等の検討を進めることとしていることなどから、当初予定している供用開始年度が後年度にずれ込む見通しです。

この状況を踏まえますと、焼却施設の建設についても、後年度にずれ込むことが見込まれるなど、現時点において、事業費や事業年度などの具体的な内容が明らかになっておりません。

また、これまでご答弁申し上げてきました通り、令和12年度以降の実質公債費比率については、第7次総合計画が施行され、まちづくりの指針が明らかになった段階で改めて前提事業を洗い出す必要があります。

従いまして、現時点において、焼却施設を含めた、実質公債費比率の試算は出来かねますのでご理解頂きたいと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

それでは、ふるさと納税が1,270万、3億までほど遠いような気がしますが、それでは、2問目いきます。

令和5年12月、定例議会時に、江差町の財政は豊かなのか、厳しいなのかの質問をしました。

町長の答弁は厳しい状況が続いているとの認識ですと。持続可能な財政運営を構築して参りたいと考えていると答弁し、令和7年3月、定例議会時に、なぜ財政調整基金を取り崩すのかの質問の際には、理由として、人件費、扶助費、物価高騰、補助費の高止まり、補助金や起債等の特定財源と事業費の差額を埋めるために、財政調整基金を取り崩したと答弁。

また、安定的な行財政運営を行って来たと認識していると答弁。安定的な行政財政運営を行っているのであれば、財政調整基金を取り崩すことはないと思うのですが、おかしなお話ですと。

収入以上に支出していることが最大の原因ではないでしょうか。町長は厳しい状況が続いていることを認識し、持続可能な財政運営を考えている。財政再建をして、財政基盤をしっかりとやると思っていると、いつまで考えて、いつまで思ってるんですか。

令和7年、令和8年、財政調整基金、6億円崩すんです。町長の在任中に財政調整基金のピーク時は、平成28年、約24.7億円から令和8年度末までの間に、約半年、半分の12.2億円使い切り、企業版ふるさと納税と納税の穴埋めにも財政調整基金を取り崩すような財政状況で道の駅を行い、開陽丸本体の修繕費、そしてリサイクル粉碎施設建設、焼却施設建設費、最終処分施設の建設などを行うんでしょうか。

また、国が進める上下水道の強靭化計画も入ってくる中で、果たして江差町は全ての事業を行えるのでしょうか。

最後は、町民サービスの低下で終わるんでしょうか。町長が言う、行財政改革をいつになったら行うのか。今やらなければ何時やるんですか。やる気があれば今、今日から出来ます。やる気有りますか。

ここにですね、令和、ごめんなさい。ここに17年前の江差町集中改革プランがあります。このように書かれてます。

最初に、役場の内部努力によるコスト削減と、最優先的に進め、その上で、町民の皆様に提供するサービス水準の見直しなどを行いましたと書かれてあります。内部努力とは、まず人件費の削減や経費の見直しではないでしょうか。

お伺い致します。財政調整基金、令和7年、令和8年6億円を取り崩さないために、町長が言う行財政改革を具体的に何をするのか、お伺い致します。

そして、行財政改革として、職員の給与の見直しを行うのかもお伺い致します。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。今、増永議員から様々な観点での行財政の視点、改革の視点といいますか、そういった内容のご質問頂きました。

私からは、町長就任してからの財政調整基金、或いはその他、特定目的基金、この残高の推移を少し情報共有、提供させて頂きたいというふうに思ってございます。

町長就任したのが、平成26年の8月でございます。

現在、今日の定例会冒頭に行政報告致しました通り、令和6年度末までの決算概要が固まってございます。

その上で情報を今申し上げますけれども、財政調整基金で、まず言いますと、令和6年度期末では21億2,300万ほどの残高だったと。

これが令和6年度末ではですね、申し上げました通り、22億86万4千円ということでございます。

従いまして、約1億円の増加ということになってございます。

それと、基金全体で言いますと、これ今度、令和、平成26年度の期末残高で言いますと、25億1,800万ほどでございました。

これが令和6年度末では、25億3,100万円ほどとなっておりまして、これについては、令和7年度に積み立てるべき金額が含まれておりませんけれども、今、申し上げました通り、財調、その他、特定目的基金含めまして、まあほぼ同水準で基金残高を推移していると、当然、間の年度では、取り崩しが多い時も有りましたけれども、一方で積み増しが多い時も有ったというふうに、均した結果、概ね同水準で基金残高の方は維持して来ていると、こう言うままで状況を報告させて頂きます。よろしくお願いします。

(議長)

副町長。

「副町長」

増永議員の質問、どこがちょっと、まあ質問項目がちょっと外れるかもしれませんけども、財政課長も言ったように、3億5千万の例えば取り崩しを、予算、まあ化に当たってやる予定で議決を頂きましたけども、結果的に5千万の取り崩しで済んで、現在22億5千万有りますよということです。

言いたいのは当初予算の時点と、また決算の状況で財調の残高というのは変わりますよって言う事も増永議員も十分認識しているというふうに思います。

あのーそういったところで、予算の編成に当たって、財調を使うのか使わないのかっていうのを、今、この時点で求められてもですね、あれなんですが、今のこういう行政需要の状況の中では、プライマリー、収入と支出でプライマリゼロっていうのはかなり厳しいだろうというふうに思いますんで、予算、当初予算の段階では、財調の部分も視野に入れ、ただし、出来るだけ財調に手をつけない予算編成をどうするかっていうのは当然のことを考えていきます。

それから職員の給与の削減をまず図るべきでないかということでございますが、今の時点で職員の給与の削減っていうのは考えてございません。以上です。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

3問目いきます。

今年ですね、4月23日の建設新聞に若者や女性を引きつける選ばれる自治体の新聞記事がありました。これは、内閣府が地方創生2.0の参考資料として調査したものでございます。これを見ると、就業率が高く、財政安定が自治体を選ぶ傾向になってます。

では、江差町の財政はどうでしょうか。町長が言うように、厳しい状況が続いているとの認識、私も安定ではなく、黄色信号が点滅している状態の不安定だと思います。

なぜならば、先ほども副町長が財政調整基金を3億5千万から5千万だけになつたというような言い方をしておりますが、でも最終的には、財政調整基金を切り崩してゐるわけです。

更にですね、道の駅で新たな起債を作り、長寿命化計画の先送りの結果、ゴミ処理場関係施設の建て替えや開陽丸修繕等の事業が待ったなしで続き、24億円の財政調整基金を半分まで減らすような江差の将来は不安です。

では、お伺い致します。財政が不安定状態で、しかも道の駅事業の経済効果も町民に示さず、道の駅事業を行うことを84%の町民は反対しています。道の駅事業を中止し、財政安定化に力を入れるべきと思うが、町長の答弁をお願い致します。

また改めて、10億を、財政調整基金を、改めて10億円を下回らないということを公言をして頂きたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

ちょっと、また違ってたら、言って構いません。

若者の住みみたい街の関係のところから触れましたけども、それは財政が安定した町でね、色々と子育ての支援策から色々なところで、それぞれの方の住む場所というのは決まって来るだろうと思います。

ただ一例を申し上げると、財政状況が安定した、例えば近隣の江差の近隣の町、どことは言いませんけど、そういう町であっても、財政調整基金というのは、それなりに一部崩したり、そういう状況の中で、将来見通しを立てた中で、予算編成になっているということも十分ご承知下さい。

80何%の町民が反対しているというのは、田畠議員か何かやった、それとも増永議員が集めたアンケートの方々の数字、それをあたかも全町民の数字というふうに間違って聞こえますんで、きっと自分のやったアンケートですということですよね。まずそういうことです。

それで、さらには財調を10億円を下回らないんだということをここで確約せよっていう質問があったと思いますが、まあ増永議員、まあすっきりするんであれば、色々これから事業があるし、リサイクルもあるし、開陽丸の改修もあるんで、自分としては、ね、将来に非常に財政的に不安なんで、道の駅は考えるべきでないかってすっきりしたそういう質問であればいんでしょうけど、いろんな角度から攻めて来るのは分かりますけども、現時点で10億下回らないのを、この本会議で私が確約する立場にはありませんし、私がずっとやる立場ではないんですけども、必ずや財調も一定程度の額を確保しながら、この道の駅については。もう一度繰り返します。

当初予定した財調よりも今、残高いくらか増えたっていう表現ではないんですけども、当初よりも5千万で済んだという状況も踏まえながら、議会の議決を経ながら、今進めている状況でございます。

そういうところで、これからも道の駅については進めて参ります。以上です。

(議長)

以上で増永議員の一般質問を終わります。

以上で今定例会に通告ありました一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終結致します。

(議長)

日程第5、報告第1号、令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

報告第1号、令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和8年度までの3か年事業として継続費を設定している江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越ししたことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、報告第1号について、補足説明させて頂きます。議案書2ページの継続費繰越計算書をご覧下さい。

本件、江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新につきましては、昨年7月の第4回臨時会におきまして、継続費の総額5,227万8千円を計上し、令和8年度までの3か年事業として継続費を設定させて頂いたもので、さらにその後、本年第1回定期例会におきまして、年割額を変更したものでございます。

年割額につきましては、業務完了払いを支払う、最終年度に一括して予算計上することとしておりますことから、令和6年度においては、予算計上額、支出済額及び翌年度遡次繰越額は、ゼロとなりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

報告第2号、令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和7年度に繰り越して使用しようとする10事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越ししたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、報告第2号について、補足説明させて頂きます。議案書4ページの繰越明許費繰越計算書をご覧下さい。

本件につきましては、自治法施行令により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した時は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会でこれを報告する必要があります。

令和6年度一般会計予算の繰越明許費は、記載の10事業で、翌年度繰越額の合計

は2億9,704万4千円となりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第7、承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年3月31日に解散した江差町・上ノ国町学校給食組合に係る打ち切り決算後の運営費用確定に伴い、町に引き継がれた債務の支払いに要する経費につきまして、令和7年5月16日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、承認第1号について、補足説明させて頂きます。議案書7ページの補正予算構成表をご覧下さい。

江差町・上ノ国町学校給食センター運営です。

本件は、本年3月31日をもって解散した江差町・上ノ国町学校給食組合から当町に承継された未払金に係るもので、3月以前に支出負担行為済みとなっていた給食材料費や給食センターの管理運営委託費などについて、契約業者の請求締め日の関係上、学校給食組合の令和6年度打ち切り決算後に、債務が確定した所要の金額を措置したものです。

債務が確定されたことに伴って、早急に支出を行う必要がありましたことから、5月16日付けで専決処分したものでございます。

補正額は、1,139万円。全額一般財源となっておりますが、これにつきましては、町が組合から引き継いだ、打ち切り決算後の歳計剰余金となっております。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認頂きますようよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号の専決処分の承認を求ることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第8、議案第1号、江差町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案理由)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「税務課長」

税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」 (補足説明)

えーそれでは、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は17ページから19ページ、資料については、1ページから18ページの資料1となります。

まず初めに、本年度の国保税率の改定でございます。内容につきましては、資料の5ページから8ページをお開き頂きたいと思います。

国保税率に関しましては、北海道から示された令和7年度の当町の国保事業費納付金額に、各種保険事業経費や国・道の交付金による収支を調整し、残りの額である必

要保険税額に対しまして、世帯数、被保険者数、所得状況等を勘案して算定を行っているものでございます。

合計税率は、資料6ページの表の中段の合計欄に記載の通り、所得割が12.4%で0.9%の増、均等割が4万3,100円で、失礼致しました。900円の増、平等割が4万900円で1,700円の増となることや保険税を支える国保世帯数、被保険者数の減少に伴い、昨年度と比較し、ほとんどの世帯で保険税が増額となるところでございます。

次に資料7ページの上段、4、地方税法施行令の改正です。

改正の内容につきましては、資料(1)に記載の通り、医療分の賦課限度額が1万円引き上げられ66万円に、後期高齢者支援金では2万円引き上げられ26万円となるものでございます。

また同じく地方税施行令の改正に伴いまして、資料(2)の記載の通り減額措置に関わる、軽減判定所得の基準額が引き下げられ、5割軽減基準額で現行29万5千円の基準額が30万5千円2割軽減基準額で現行54万5千円の基準額が56万円となるものでございます。

次に、未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正につきましては、この度の税率改善伴いまして、5の表の記載の通り、軽減後の額は、資料に記載する額となるものでございます。

なお改正条例につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしております。

以上が一部改正の内容となっておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正につきましては、伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業のほか、一般事業における追加補正や財源更正など8事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、886万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67億6,133万4千円とするものでございます。

また、合わせまして地方債の補正もお願いしますものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足理由）

それでは、議案第2号について、補足説明させて頂きます。議案書23ページの補正予算構成表をご覧下さい。

はじめに、伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業です。定例会資料19ページの資料2もあわせてご覧下さい。

本事業は、長時間移動や乗り換えの負担、便数不足が課題となっている檜山南部地域と函館空港との公共交通アクセスの改善を図るもので、昨年度に行った実証事業の結果を踏まえ、運行期間や便数、運賃等を一部見直し実施するものです。

事業推進体制は、函館タクシー株式会社が実施主体となり、関係町として当町・上ノ国町及び厚沢部町の檜山南部3町、これに空港運営者として、北海道エアポート株式会社の計4者が連携・協働します。

運行につきましては、本年7月4日から9月29日までの55日間。車両については、事前予約された乗車人数によって、かもめ号と称する普通車、ジャンボタクシーのいずれかを使用します。

運賃については、一律に1名5千円。

乗降地点について、当町においては、道立江差病院、壱番蔵、コミュニティプラザえさしの3地点となります。今回は、運行経路上であれば任意の場所で車を降りることができます。

補正の内容につきましては、運行経費及び広告費に係る事業負担金を措置するものです。補正額は、95万8千円。全額一般財源です。

次に、定額減税調整給付金不足額給付事業です。

昨年度に行いました定額減税については、納税義務者及び扶養親族等1人につき、令和6年分所得税から3万円、令和6年度個人住民税所得割額から1万円を控除しました。

また、定額減税をしきれないと見込まれる方に対しては、令和5年分の所得情報を基にした推計で算出する定額減税調整給付金を給付しましたが、この度、令和6年分所得税額及び定額減税の実績等が確定したことにより、この定額減税調整給付金に不足がある方については、追加で不足額を給付することとなりました。

今回の補正は、不足額給付の対象者を抽出するためのシステム改修経費です。

今後のスケジュールにつきましては、7月上旬に対象者を抽出し、7月中旬から10月下旬までの間に不足額を給付します。これらに要する予算につきましては、別途専決処分若しくは補正予算を上程させて頂きたいと考えております。

補正額は、34万4千円。財源の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次に、子育て支援センター備品等整備事業です。資料3をご覧下さい。

現在、進めております町立日明保育園・水堀保育園の統合に当たりまして、また、本日の定例会におきまして、議案第5号で移転改築工事の本契約に係る議決をお願いし

ているところ、保育所に通う子どもたちの活動がより豊かに展開されるよう環境を整えるべく、必要な保育備品を整備します。

今回調達する備品につきましては、資料記載のとおりですが、引き続き使用可能な既存の備品を精査し、経費節減に努めました。補正額は、499万7千円。全額一般財源です。

次に、経営所得安定対策等推進事業です。

販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、水田活用の直接支払交付金の手続き等に必要な経費を措置するものです。江差町地域農業再生協議会を実施主体とする間接補助事業となります。補正額は、82万2千円。全額道支出金です。

次に、江差港マリーナ浮桟橋ガイドローラー交換です。資料4をご覧下さい。

ガイドローラーとは、潮の干満差に対する回転機能のほか、桟橋と固定杭との衝突による衝撃を緩和する機能を備え、常時、海面との差が一定となることで、海上作業効率と安全確保の役割を担う係留部品です。

厳しい気象状況での使用や経年劣化による損傷が進み、著しい機能低下が見られてきたため、浮桟橋3基分全てのローラーを交換するものです。

補正額は、163万円。全額一般財源です。

次に、小学校・中学校ICT環境整備について、一括して説明させて頂きます。また関連がございますので、資料6もあわせてご覧下さい。

本事業は、先ほど行政報告致しました株式会社アガルート様からの企業版ふるさと納税を活用する事業で、寄附意向に基づき、学校教育のデジタル化を進めるための事業へ活用させて頂きます。

具体的には、町立小学校・中学校学習者用コンピュータに係る、教職員向けの端末操作学習会の費用に充てるほか、江差北小学校に児童用カラープリンタ1台を整備します。補正額は、両事業を合計して11万円です。

最後に、財源更正です。子育て支援センター整備事業。

北部地域における町立保育園2園の移転改築工事に係る工事監督業務について、過疎対策事業債を適用出来ることになったことに伴って、地方債・一般財源それぞれ290万円を増減するものです。

また議案書27ページ、第2表地方債補正のとおり、あわせて限度額を増額致します。

以上、8事業の補正額の合計は、886万1千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

(議長)

ちょっと暫時休憩致します。

休憩 14：01

(議長)

ちょっと、町長、ちょっと体調不良のため、2時10分まで休憩致します。

再開 14：10

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

すいません、先ほどのですね、伝統文化のまちづくり競争型空港アクセス改善事業について質問させて頂きます。

昨年度と比べまして、まず1つ、7便から4便に変更になったと、この変更になつた理由をお願い致します。

また、運行期間につきまして、昨年度は12月28日から31日、1月3日から6日というような形で年末もやっておりました。今回は無いんですけども、何故無いのか、その辺のところをご説明お願いします。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

増永議員からのご質問にご答弁申し上げます。

この事業につきましては、函館タクシーさんが事業主体となりまして、管内3町、それと函館エアポート、それと檜山振興局、まあ後は運輸支局が主体的に色々と協議をして事業を進めているものでございます。

昨年度の実績を踏まえまして、今年度どのような事業展開をするかという部分で、関係町それと関係機関が集まって協議をさせて頂きました。

その中で、昨年度の利用実態だとかを踏まえまして、どの程度出来るかという部分で整理をした中で今回の便数、或いは期間の設定をしたものでございまして、利用実態を踏まえての判断と言う事でご理解ご理解を頂ければと思います。

(議長)

よろしいですか。

「増永議員」

はい。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただいま説明を頂きました、子育て支援センターの備品の関係でございます。

これにつきましては、(北海)道の方の土地の上に増築して、そして備品は江差町が所有、そして後ほど入札で出てきますけれども、建物の増築も8千万ほど計上されております。

これ所有権は、江差町になるのか道になるのか。道の負担はこの件に関しては、あくまでも江差町が備品・増築分も負担するという抑えでよろしいでしょうか。お答え願います。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

飯田議員からの子育て支援センター整備の備品の関係等につきまして、ご質問にお答えさせて頂きます。

まず今回の備品の部分につきましては、江差町でまずは必要な備品ということで、

まず所有は江差町になります。

ただ今回の備品整備に当たりましては、既存の北海道の院内保育所の方も、あの土地と建物をこれは無償契約という形で5年間契約させて、お借りをさせて頂いております。その中で備品の部分をですね、使用してもいいですよと言う事で、利用出来るものは使用させて頂きますが、その部分については道の所有という形になります。

それと工事の関係の今回増改築する部分、こちらにつきましては、町の方の経費で実施しますので、増改築分につきましては町の所有という形になります。

ただ、既存の建物につきましては、道から土地と建物を無償での契約と賃貸契約という形になっていますので、所有につきましては道という形になっております。以上でございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第7号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第11、議案第8号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、並びに日程第12、議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第4号）については、関連がありますので一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

ただいま一括上程となりました、議案第7号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第8号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するもので、合わせて、その経費について補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」（補足理由）

初めに、議案第7号についてご説明致します。議案目次その2の1から2ページ、定例会資料No. 2の1から2ページの資料7をご覧下さい。

本条例は、近年の物価の変動等を考慮し、国から地方公共団体に交付される基準額が見直されたことに伴い、投票管理者及び投票立会人等への報酬額を国の基準と同額に増額することに加え、投票管理者等が投票時間内に交代した場合の報酬額について、計算方法を規定するものでございます。

続いて、議案第8号です。議案目次はその2、あ、失礼しました。議案目次その2、3から4ページ、定例会資料No. 2の引き続き、資料7をご覧下さい。

本条例は、先ほどと同様に、近年の物価等を考慮し見直されたことから、選挙運動用ビラの作成単価を増額するものでございます。以上で説明を終わらせて頂きます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足理由）

それでは私からは、議案第9号について補足説明をさせて頂きます。

議案目次その2、7ページの補正予算構成表をご覧下さい。

ただいま説明がございました通り、来月28日に任期満了を迎える第27回参議院議員通常選挙に当たり、議案第7号で説明致しました通り、投開票における管理者、立会人及び職務代理者の報酬額改定分を措置するとともに、北海道選挙管理委員会の通知に基づき、候補者ポスター掲示板の枠数を12枠から16枠に変更することに伴って、掲示板製作費を増額します。

補正額は24万7,000円、財源の国費は参議院議員通常選挙委託金です。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に議案第8号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に議案第9号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第4号について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第9号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第3号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、医療系システム保険者業務端末更新に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、41万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7億3,643万1千円とするも

のでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

それでは、議案第3号につきまして、補足説明をさせて頂きます。議案書は37ページの補正予算構成表をご覧下さい。

本件は、国民健康保険業務を遂行するにあたり、北海道国民健康保険団体連合会と繋がっているシステム業務端末につきまして、現在使用している2台の端末の基本ソフトWindows 10が本年10月にサポート期間が終了することに伴い、セキュリティの脆弱性やウイルスに感染するリスクの高まりを防ぐアップデートが行われなくなることから、新たな基本ソフトWindows 11を搭載している端末に更新するため、予算の補正をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わりますので、ご審議方よろしくお願ひします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和7年度中に契約行為が必要な令和8年度の事業に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい、それでは私の方から補足説明申し上げます。議案は48ページをお開き下さい。第1表債務負担行為補正でございます。

江差、上ノ国下水道管理センター他電気設備更新工事につきましては、ストックマネジメント計画に基づく電気計装設備の更新でございまして、下水道事業団と2ヶ年の委託協定を締結し、実施する事とするものでございます。

このほど、社会資本整備総合交付金の国からの内示を受け、本年度の事業費が確定

したことに伴いまして、来年度の事業費も確定しましたことから、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

期間でございますが、令和7年度から令和8年度、限度額は1億3, 695万2千円となるものでございます。

以上が補足説明となりますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15号、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第5号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

契約の目的 子育て支援センター増改築工事

工事場所 檜山郡江差町字伏木戸町484番地

契約の方法 指名競争入札

契約の金額 8,855万円

契約の相手方 亀田工業・前田組経常建設共同企業体

代表者 檜山郡江差町字桧岱215番地

亀田工業株式会社 代表取締役 川合 智

でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16号、議案第6号、財産取得についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第6号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、

取得する財産 町立小中学校学習者用コンピュータ等

契約の方 隨意契約

契約金額 1, 679万2, 875円

契約の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7

東日本電信電話株式会社

執行役員 北海道事業部長 島津 泰

でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、財産の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数あります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17号、決定第1号、常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任についてを議題と致します。

常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5号の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お手元に配付しております名簿の通り指名したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、それぞれの常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員はお手元に配付お手元に配付しておりますので名簿の通り選任することに決定致しました。

ここで副議長と交代するため、暫時休憩致します。

休憩 14：28

再開 14：29

(副議長)

休憩閉じて会議を再開致します。

次に、お諮りする件につきまして、萩原議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席となります。

ただいま社会文教常任委員に選ばれました萩原議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職務上どの委員会にも出席出来る権限を有している他、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところもありますので、社会文教常任委員を辞任したいとするものであります。辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(副議長)

異議なしと認めます。

従いまして、萩原議長の社会文教常任委員の辞任については、許可することに決定しました。暫時休憩致します。

休憩 14:30
再開 14:30

(議長)

休憩を閉じて会議を再開致します。

日程第18、発議第1号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。本案については議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長を除く全11名の議員を委員として構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって本案については、議長除く11人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることを決定致しました。

(議長)

次に、ただ今決定されました議会改革特別調査委員会及び先ほど決定された各常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員は、会期内に委員長及び副委員長を互選することが定められております。

従いまして、本議会を一旦休憩しますので、その間に各委員会を開催し、委員長及び副委員長をの互選をお願いします。

3時10分まで休憩致します。

休憩 14：31
再開 15：10

(議長)

休憩を閉じて会議を再開致します。

各委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が議長の手元に届きましたので報告致します。

議会改革調査特別委員会委員長に塚本議員、副委員長に小野寺議員、総務産業常任委員会委員長に大門議員、副委員長に西海谷議員、社会文教常任委員会委員長に出崎議員、副委員長に小野寺議員、議会運営委員会委員長に小野寺議員、副委員長に出崎議員、議会広報特別委員会委員長に西海谷議員、副委員長に大門議員、以上で正副委員長の互選の報告を終わります。

(議長)

次に、お手元に配付の通り各委員会より、閉会中の継続調査の申し出についての提出がありました。

これを日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

閉会中の継続調査の申し出について日程に追加し、議題とすることに決定致しました。

(議長)

追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。

各委員長から会議規則第76条の規定に基づき閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出通り閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第19、発議第2号、地方財政の充実強化に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

お諮りします本案についてはお手元に配付の通りですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手、全員であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第20、発議第3号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業、木材産業を施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第21、発議第4号、義務教育費国庫負担制度刑事負担率2分の1の復元、30人以下学級など、教育予算確保、拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第22、発議第5号、道教委からの高校作りに関する指針(改訂版を抜本的に見直し全ての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第23、発議第6号、令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第24、発議第7号、適格請求書等保存方式(インボイス制度の廃止等)を求める意見書の提出について議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第7号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数あります。

よって、発議第7号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第25、発議第8号、米の安定供給や食糧支援の緊急対策を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数あります。

よって、発議第8号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第26、発議第9号、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第9号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多數であります。

よって、発議第9号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第27、発議第10号、将来にわたり安全安心な医療介護制度の提供を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元の配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第10号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多數であります。

よって、発議第10号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、本定例会付議された案件については、すべて議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和7年第2回江差町議会定例会を閉会します。

皆さん、大変お疲れ様でした。

閉会 15：10

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員